

◎開会及び開議の宣告

○田中敏雄 議長 おはようございます。

13番阿部信孝議員から欠席する旨の届け出があります。

ただいまから平成21年第2回横手市議会3月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

市長から請願、陳情の処理の経過及び結果の報告書、監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。

◎会議録署名議員の指名

○田中敏雄 議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、18番高橋大議員、19番堀田賢逸議員を指名いたします。

◎会期の決定について

○田中敏雄 議長 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から3月19日までの25日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、会期は25日間と決定いたしました。

◎議長報告について

○田中敏雄 議長 日程第3、議長報告が提出されましたので、お手元に配付いたしております。

◎市長の平成21年度施政方針に関する説明

○田中敏雄 議長 日程第4、市長より平成21年度施政方針に関する説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 施政方針をご説明する前に、議場でおわびを申し上げたいと存じます。

このたびの増田地域局地域振興課所属の職員によります税金の不適切な処理及び着服につきましては、市民の皆様、そして議員の皆様方には大変なご迷惑、ご心配をおかけしましたこと、深くおわびを申し上げます。申すまでもなく、全体の奉仕者である公務員としてあるまじき行為であり、市民の皆さんの信頼をまたもや著しく失墜させてしまいました。本当に情けない気持ちでいっぱいでありま

す。この件につきましては厳選に取り扱いをいたしまして、2月16日付で本人を懲戒による免職、現在と前の直属の上司2名を減給10分の1、3カ月、そして、管理監督の責任がある者に対し訓告並びに厳重注意の処分を行いました。

また、東部環境保全センターにおける使用料の一部を紛失した件、さらには十文字地域局産業振興課における転作関連の交付金申請事務処理ミスと、不祥事が続いてしまいました。これらにつきましては、担当者及び管理監督者に対し戒告処分を行いました。

部下を信頼することと、任せ切りにするということは全く違うことであります。さらに、個人情報の取り扱いなども含め、合併以前のやり方のまま何の疑念も持たず、漫然と仕事をしている例も見受けられます。それぞれの処分を実施いたしましても、失った信頼を取り戻すためには相当の努力を要します。年度初めの不祥事の際も再発防止を誓い、チェック方法の見直しもしてまいりました。コンプライアンスを重視し、法令遵守だけでなく、よりよき社会の奉仕者として求められる価値観や倫理観に基づいた行動の実践を職員一丸となり目指してきたつもりであります。我々はだれのために働き、だれのために生かされているかということをいま一度確認し、そして肝に銘じ、襟を正し職務に励むしかないと考えております。

今後も信頼回復に向け改善を進め、職員とともにひたすら取り組む所存であります。重ねておわびを申し上げます。

それでは、平成21年度におけます施政方針を申し上げたいと思います。

平成21年3月横手市議会定例会の開会に当たり、市政運営に関する基本方針と平成21年度予算案について、主要な施策とその概要をご説明いたしますので、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

初めに、平成17年10月の市町村合併により、新しい横手市の市長に就任してから4年目を迎えました。この間、「民意を起点に、市民の視線で」をキャッチフレーズとし、5つの施策の柱と10の公約と具体的な施策を掲げ、豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市を目指したまちづくりを進めてまいりました。

具体的には、合併直後の状況を踏まえ、8つの地域の個性を尊重し、地域の特徴や思いが少しでも施策に生かすことができるように、1億円の地域事業枠で元気の出る地域づくり事業を展開してまいりました。また、基幹産業である農業を基本として、活力あふれるまちの実現を目指し、食と農からのまちづくりに挑戦しております。これはつくる農業から売れる農業への転換の取り組みであります。情報基盤関係では、光ファイバー通信等の高速通信網の拡大や、携帯電話の不感地の解消に取り組みました。教育関係では、地域の将来を託す子どもたちのために、157億円で学校教育環境を整備する方針を決定し、着実に事業を進めております。

しかし、産業支援センターにより地域産業の支援は撤退せざるを得ない状況となったことや、企業誘致に確かな実績を残すことができない状況が続いていること、さらに組織内の不祥事を防ぐことができ

なかったことなど、反省点も多くありました。今後はこれらの反省点を踏まえ、幸せな地域社会の実現のために全力で取り組んでまいります。

さて、昨年秋からの原油価格の高騰や、サブプライムローン問題から始まる世界的な金融市場の危機は我が国にも深刻な打撃を与え、景気は下降を続けており、地域の雇用情勢も急速に悪化しています。この事態に際し、速やかに緊急雇用・経済対策を検討し、実施するため、昨年12月10日に横手市緊急雇用対策本部を設置し、既に各種の支援策を実施しております。平成21年度はこの緊急雇用・経済対策が最重要課題と考えており、景気が回復するまで粘り強く取り組み、これまで進めております産業振興や教育環境整備など、多くの課題にも鋭意取り組んでまいります。

2つ目の緊急雇用・経済対策についてであります。

横手市緊急雇用対策本部の設置により、これまで市内中小企業への融資枠の拡大、市の直接雇用、そして事業の前倒し発注等の対策を講じてまいりました。2月10日現在、市による直接雇用は15事業で27人となっております。国の平成20年度第2次補正予算に計上された地域活性化・生活対策臨時交付金事業については、公共施設既存ストック改善事業など25事業、総額12億円余りの事業を実施する計画で国・県と協議中であり、定額給付金などについては、今後の動向を確認しながら遅滞なく実施してまいります。

平成21年度においても市の直接雇用事業などを継続するとしており、金融対策としては中小企業振興資金の利子補給期間を2年から3年に延長し、また、新規雇用奨励助成金などの事業を新たに実施いたします。産業振興策としては、農業経営安定対策のため市独自の融資事業の創設や、商店の店舗改装費用を補助する魅力あるお店づくり支援事業を実施するなど、地域の農業や商工業の支援に取り組んでまいります。また、離職者の就業のための相談や、新規就農に向けての支援も実施してまいります。

なお、第2次補正予算関連の事業については、準備が整い次第、平成20年度補正予算案として提案する予定です。

3番目の平成21年度予算案についてであります。

このたびの経済情勢の悪化により、国、地方公共団体の法人関係税収が大幅に落ち込み、本市においても雇用情勢が急激に悪化する状況の中での予算編成となりました。平成21年度地方財政計画では、こうした経済状況に対応するため、地域雇用創出推進費などにより、地方交付税全体で総務省予算要求段階から1兆円増額されております。このため、地方交付税は減少基調から一転して前年比2.7%の増額予算となりました。平成21年度の一般会計予算総額は472億9,200万円で、前年度の当初予算額と比較して8,000万円、率にして0.2%の増となりました。

初めに、歳入の主な内容について申し上げます。

市税では、前年度と比較して4億4,110万円、率にして5.0%減の83億6,009万円を見込んでおります。これは、このたびの不況による法人市民税及び個人市民税の課税所得の落ち込みと、3年ごとに実施する評価がえによる家屋評価額の見直しや、償却資産の減額による固定資産税の減収を想定したものです。

地方譲与税については、道路特定財源の一般財源化に伴い、地方道路譲与税から名称が変更された地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税などで、自動車販売が不振であることから、前年度比10.5%減の7億5,700万円と見込んでおります。

地方交付税については、総務省の平成21年度概算要求時点では前年度比3.9%の減額となっておりますが、生活防衛のための緊急対策により増額されております。普通交付税については、包括算定経費では減額となりますが、平成20年度から加算されている地域再生対策費は5億6,000万円、平成21年度から加算される地域雇用創出推進費については4億8,100万円を見込み、前年度と比較して8億円、率にして4.6%増の182億円と見込んでおります。また、地方交付税算定による国税の財源不足を振りかえる措置として発行される臨時財政対策債は、前年度と比較して4億600万円、率にして30.9%増の17億2,000万円と見込んでおります。

特別交付税については、大規模災害の発生により交付額が年々減少してきていることから、前年度比で16.7%減の10億円を見込んでおります。

一方、国庫支出金については、前年度に比較して約2億6,500万円減額、県支出金については約1,700万円減額しております。これは、公営住宅の建設事業が終了したことや、市街地再開発事業及び公園事業の事業費が前年度より下がったことなどが主な要因です。

このような状況の中で、歳入における一般財源の不足を補うため、財政調整基金から6億円を繰り入れ、収支の均衡を図っております。

地方債については、十文字中学校統合事業債や仮換債、臨時財政対策債などの伸びにより55億80万円を計上しており、前年度と比較し5億6,260万円、率にして11.4%の増となっております。

次に、歳出について申し上げます。

義務的経費である人件費については、前年度と比較し1億5,336万円、率にして1.5%の増となっております。これは指定管理を行っている特別養護老人ホームから帰任する職員の人件費を一般会計で計上したためです。

扶助費では、障害者介護給付費や保育所運営費などの増額により、前年度と比較し5,285万円、率にして0.8%の増となっております。

公債費については、前年度と比較し3億702万円、率にして3.7%の減となっております。これは公債費負担適正化計画により起債発行額を抑えていることと、これまで一般会計に置いていた特別養護老人ホーム平寿苑及びすこやか大雄の償還金を特別会計で計上したことによるものです。

義務的経費の合計は251億9,981万円余りで、歳出に占める割合は53.3%となっております。

また、物件費については選挙関連経費の増により前年度と比較し2億5,263万円、率にして4.0%の増となっております。

投資・出資・貸付金では、中小企業振興資金預託金や農業経営安定化対策事業預託金などの増により、前年度と比較し2億7,997万円、率にして15.1%の増となっております。

普通建設事業については、横手駅前再開発事業や公営住宅建設事業、統合公園事業などの事業費の減額により、前年度と比較し3億9,350万円、率にして6.4%減の57億7,379万円となっております。

主な事業としては、市総合計画の実施計画に基づき、人にやさしく住みよいまちづくりとして、廃棄物処理統合施設整備事業費に3,120万円、まちづくり交付金事業に5億6,310万円、横手駅前活性化対策費に12億8,361万円、広域交流の進展につながる条里跡般若寺線など5路線の道路新設改良事業に3億6,200万円、二井山水道施設統合事業へ1,690万円を出資するなどの事業を進め、生活環境整備を図ってまいります。

また、安全で住みよいまちづくりとして、大森地域の滝ノ上・小山地区及び武道地区に2基の移動通信用鉄塔施設を1億1,584万円で整備するほか、阿気小学校耐震補強工事に3,363万円、無堤地区調査事業に500万円を計上し、安全な生活ができるよう取り組んでまいります。

やさしさあふれ元気なまちづくりとしては、妊産婦保健事業として妊婦健診を従来の10回から13回にする経費として4,914万円、心の健康づくり事業として297万円、医療体制の充実のため、市立横手病院の増築事業へ4億4,410万円、市立大森病院健診センター増築事業に3,750万円を出資するほか、大森小学校に併設する学童保育施設建設費に3,511万円を計上し、健康福祉の増進を図ってまいります。

豊かな自然と調和した活力あふれるまちづくりとしては、担い手育成基盤整備事業に9,631万円、農業夢プラン応援事業に1億9,250万円などで、事業の継続を図るとともに、食と農からのまちづくり事業に3,100万円、自動車産業強化事業に1,064万円を計上し、地域産業の活性化と雇用の確保を目指してまいります。

みんなで学びうるおいのあるまちづくりとしては、十文字中学校統合事業に7億158万円、教師用のパソコンを整備する小・中学校IT環境整備事業に1億6,666万円、図書館情報システム更新事業に4,058万円を計上し、教育、文化環境を整備してまいります。

みんなが主役のまちづくりでは、元気の出る地域づくり事業に5,118万円、地域のすみよいまちづくり事業に5,871万円を計上し、地域住民との協働のまちづくりを進め、豊かな自然、豊かな心、夢あふれる田園都市の構築を目指す予算としたところです。

なお、一般会計に障害者支援施設特別会計と土地区画整理事業特別会計を加えた普通会計ベースでは、前年度と比較し0.1%減の478億4,414万円となっております。

特別会計においては、地域包括支援センター事業と居宅介護支援事業を一つの事業として運営していくため、介護サービス事業特別会計に統合いたします。また、簡易水道事業を水道事業と一体的に運営するため、5つの簡易水道事業特別会計を廃止し、墓園関係の事業については、一般会計で運営するため、前郷墓園造成事業特別会計を廃止することとしております。

国民健康保険特別会計ほか19特別会計総額では、前年度と比較して1.6%減額の266億8,631万円となっております。この内訳としては、国民健康保険特別会計の療養給付費などの支払い増加による9億9,982万円の増額、そして介護保険特別会計では、居宅介護サービス給付費などの増加により10億6,054

万円の増額を見込んでおります。また、平鹿地域簡易水道事業会計ほか4簡易水道会計が水道事業会計との統合により廃止になるほか、規定管理制度の導入により、特別養護老人ホーム特別会計が10億7,889万円の減額、老人保健特別会計が10億4,610万円の減額となります。

病院事業と水道事業の企業会計では、前年度と比較して11.1%増の139億1,768万円を計上しております。病院事業会計においては、市立横手病院の増改築事業が本格的な事業着手となるほか、市立大森病院では健診センターの増築工事を実施いたします。

水道事業会計においては、簡易水道事業との統合により、山内南地区石綿管更新事業と統合簡水整備事業を推進することとしており、また、上内町浄水場基本設計委託事業や大雄・雄物川間の連絡管布設などの配水設備改良事業を計上しております。

以上の結果、全会計の予算総額は、前年度と比較して1.0%増の884億4,813万円となっております。

4番目の平成21年度の主要施策等についてであります。

(1)のシティプロモーションについてであります。

平成17年10月に郡市一体の8市町村による合併で誕生した横手市は、人口約10万3,000人の県内第二の都市となりました。地域の強みである農業を基点とした産業振興や新たな企業誘致などにより、地域の雇用を創出することを市政最大の目標として取り組んでおりますが、厳しい経済情勢の中、目標どおりには進んでおらず、このままでは地域の経済が縮小していくことが予想されます。

そこで、解決の糸口として交流人口のさらなる拡大を目指し、地域経済の活性化を促進したいとの考えから、シティプロモーションによる取り組みを市の活性化手法の重要な1つと位置づけ、平成21年から積極的に展開してまいります。

シティプロモーションとは、本市の魅力を効果的に伝えることでもあります。そのためには市民の皆様一人一人が地域の魅力を再確認することで、ここで暮らしていることを誇りに思うことが大切と考えます。そして、それを促進することにより、当市の魅力に引かれて多くの人が集い、交流するまちの実現を目指すものです。平成21年度は「B級グルメの祭典B-1グランプリ in 横手」の支援や、「釣りキチ三平」の映画化を契機とした観光振興など、民間との協働で行うシティプロモーション活動を実施してまいります。

(2)の行財政改革についてであります。

当市では、平成18年に策定した行財政改革大綱及び行財政集中改革プランに基づき行財政改革を進めており、その実施率は平成19年度末で約7割となっております。今後もこの方針に基づき、市民満足度の高い行政サービスを目指し、効率的、効果的な行政運営を進めてまいります。

その中で、本年度から取り組んでおります補助金制度の見直しについては、行財政改革推進委員会の皆様に市民の視点でご検討いただきました提言を尊重し、先般、市としての方針を補助金制度に関する指針としてまとめました。指針では、補助することが公益上必要であるかを判断するための基準を明示し、また、補助金の交付期間を原則5年までとし、以降の継続については審査制度により判断すること

としております。また、財政的に大きな負担となっている第三セクター及び市直営公共温泉施設については、経営内容と市のかかわり方について見直すため、関係職員によるプロジェクトチームで検討を進めております。平成20年度は、各施設の開設当初の目的や、経営の現状と課題を検証し、施設の維持存続についての条件を十分整理した上で、平成21年度中には説明についての基本方針を策定したいと考えております。

(3)地域自治の今後の方向性についてであります。

当市では、合併直後の激変緩和策として各地域の意見を市政に反映し、市民と行政との協働推進を目的として、平成22年3月末まで地域自治区を設置することとしております。昨年11月に開催された地域協議会懇談会においては、各地域の特性を認識し、市民の声を直接市政に反映させる地域自治区や地域協議会は、コミュニティーを守る役割を担っているなどの意見が多く出されました。市民の皆様との協働、連携による市政の運営はまさに私の目指すものであり、今後も幅広く意見をいただきながら、地域自治の望ましい方向性を明確にしていまいります。

(4)の元気の出る地域づくりについてであります。

平成21年度も各地域で策定した地域づくり計画に基づき、身近な地域課題を解決するためのハード事業である安全・安心・住みよいまちづくり事業と、地域の特色ある取り組みを支援するソフト事業である元気な地域づくり事業を実施いたします。

特色ある新規事業としては、横手地域の大屋納豆再生イベント事業、増田地域の古文書復刻事業、平鹿地域のあやめ園ライトアップ事業、雄物川地域の歴史探訪散策コースづくり事業、山内地域の御嶽山周辺探訪事業などがあります。また、大森地域の芝桜フェスタ、十文字地域のあきた十文字映画祭、大雄地域の大雄サマーフェスティバルなど、各地域のイベントへの支援を継続いたします。本事業については、今後も各地域の皆様のご意見、ご要望を反映させながら実施してまいります。

(5)の市地域公共交通についてであります。

昨年9月末で廃止されたバス4路線のうち、現在、3路線で乗り合いバスや乗り合いタクシーによる代替運行を試験的に実施しております。昨年12月には沿線住民の皆様へアンケート調査を実施しており、地域公共交通会議では、その結果をもとに経路の延長や新たな停留所の設置などが決定され、4月からの本格運行に向けて準備を進めているところです。

なお、平成22年度に生活バス路線に対する県の補助制度が見直される予定であり、現在、市内を走っているバス路線のうち8割以上が補助対象から除外される見込みです。バス事業者においては、赤字解消のため路線の統廃合などを実施すると伺っており、市民の交通手段確保のため、関係者と協議し対策を講ずる必要があると考えております。予約制によるデマンド交通やコミュニティーバスなど多様な選択肢がある中で、地域の実情とニーズに即し、効率的で利用しやすい輸送サービスを実現するため、総合的な地域公共交通体系の構築に向け、基本方針の策定に取り組んでまいります。

(6)の集落状況調査についてであります。

若者の流出や地域経済の低迷などに伴う地方の疲弊が全国的な課題となっております。市においても、少子高齢化の急速な進行、地域の自治機能の停滞、生活利便性の低下などにより、高齢世帯や交通弱者が日常生活に支障を来している集落が出現しております。また、行政区単位で見ると60行政区が10年後には高齢化率50%を超えると推測されており、平成21年度は、その中から厳しい状況にある行政区等を抽出し、暮らしの上での困りごとや不安、生活に必要な機能など、地域の実態とニーズの把握に努め、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう方策を検討してまいります。

(7)の地域情報化の推進についてであります。

平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行に向けて、現在、放送事業者による中継局の改修が行われており、平成21年度中に放送エリアは市内のほぼ全域に拡大されます。難視聴地域にある共同受信施設のデジタル化改修については、横手地域3地区及び山内地域3地区を予定しており、平成21年度に国の補助事業を活用し、改修に対する助成を実施してまいります。なお、地上デジタル放送では、新たな難視聴が発生することも想定されるため、受信状況調査を徹底し、関係機関と連携を密にしながら対応してまいります。

また、携帯電話の不感地域解消のため、平成21年度は大森地区に移動通信用鉄塔を2基整備することとしており、これが完成しますと、市の99.9%の世帯で利用可能となります。まだ利用できない地区が数カ所ありますが、今後も引き続き関係機関や事業者に対策を講じていただくよう要望してまいります。

(8)の福祉環境施策についてであります。

その中の①健康づくり推進について、乳幼児から高齢者の方までの各年齢層を対象に、健診事業や健康教育などを推進し、市民の皆様の健康寿命を延ばしていくため、平成21年度は生活習慣病の予防・改善に向け、食事や栄養などの健康指導相談の充実に努めます。健康診査には新たに歯周疾患及び肝炎ウイルス検診を加え、特定健康診査や各種がん検診とあわせて、多くの市民の皆様が受診するよう周知を図り、また、検診結果で要精密検査や要医療者となった方が確実に受診するよう努めてまいります。

また、妊婦健診健康調査では公費負担回数をふやし、安心して妊娠、出産できる環境を整備してまいります。心の健康づくりと自殺予防対策についても、新たに3地域で意識調査を進め、事業を展開いたします。市民の皆様が心身ともに健康で充実した生活が送れるよう、3年目に入った健康よこて21計画を着実に進め、保健活動の充実に努めてまいります。

②の健康の駅事業についてであります。

平成21年度は市民の健康づくりの重点施策として、働き盛り世代の生活習慣病の予防と、要介護状態の主要因となっている転倒骨折の予防について一層力を入れてまいります。

秋田県は脳卒中による死亡率が全国一となっており、その根底には高血圧があるとされており。生活習慣病の予防は個人や各家庭に応じた対策を行う必要があり、自分や家族の血圧に関心を持ち、健康的な生活習慣を確立できるよう、地元医師会のご指導をいただきながら、「一家に一台の血圧計」を合言葉に、家庭での血圧測定の普及啓発を図ります。

また、高齢者等が転倒骨折する背景には、足腰の衰えによる活動性の低下があり、その大きな原因としてひざ痛があげられます。ひざ痛の大半は適切な運動方法により緩和できることから、すべての健康の駅で膝痛らくらく体操を実施し、全市的に普及啓発を進めてまいります。

③の国民健康保険についてであります。

現在、国においては、高齢者医療制度とあわせて国民健康保険制度の運営方法等について検討が進められております。平成21年度における制度改正としましては、70歳以上75歳未満の被保険者の一部負担割合の引き上げを平成20年度に引き続き見合わせることに、また、第4期の介護保険事業計画に合わせ、介護納付分課税額の賦課限度額を1万円引き上げ10万円とすること、そして、緊急の少子化対策として、平成21年10月から平成23年3月までに限り、出産育児一時金を4万円引き上げ42万円にすることなどが見込まれております。

また、後発医薬品の普及促進対策として、後発医薬品希望カードを発行する保険者に対し必要経費を補助する方針が打ち出されており、実施に向けて検討したいと考えております。

平成21年度の国民健康保険特別会計については、平成20年度上期における保険給付費の伸び率を勘案し、予算計上しておりますが、現時点では概算によるものであり、6月市議会定例会において税率改正並びに補正予算を上程する予定ですので、ご理解願います。

④の後期高齢者医療についてであります。

昨年4月から開始された後期高齢者医療制度については、発足時から保険料や年金天引きなど多くの問題があり、2度にわたり政府与党が改善策を出すなど、混乱が相次ぎました。平成21年度も低所得者等に対する保険料の軽減措置が継続されることとなり、また、保険料納付については4月1日からすべての方が口座振替と年金からの天引きによる支払い方法から選択できるようになります。1月中旬には口座振替の申し出に関するお知らせを発送し、準備を進めております。

また、秋田県後期高齢者医療広域連合の規約改正に関しては、市議会議長会から広域連合議員の選挙方法について、各市町村から1名を選出できるようになどの要望が出されております。これまで広域連合議会での検討や関係4団体からの意見集約を行い、今定例会に、各市町村議会において当該市町村の長及び議員から1人を選出する内容を盛り込んだ規約の一部改正を提案しております。

⑤のごみ処理統合施設整備事業についてであります。

平成27年度の稼働を目指している廃棄物処理統合施設については、現在、建設用地の第2次選定まで進めており、今後は生活環境影響調査やPFIの導入可能性調査、処理方式の調査、検討などを行い、平成21年度には用地を取得したいと考えております。

ごみ処理施設は快適な生活を維持する上で欠かせないものであり、あらゆる面で公害対策等に万全を期しているにもかかわらず、地元からは敬遠されがちです。このような状況を踏まえ、用地交渉に当たりましてはごみ処理計画や施設の必要性について十分な説明を行い、誠意を持って対応し、不安や疑問の解消に努めてまいります。

なお、用地取得関係費については、まだ最終候補地が決定されていないため当初予算には計上しておりませんが、決まり次第、補正予算で対応したいと考えております。

⑥横手市地域福祉計画についてであります。

地域における新たな支え合いの構築を目指し、住民と行政の協働による新しい福祉の仕組みをつくり上げていくため、これまでの準備を踏まえ、平成21年度中に横手市地域福祉計画を策定いたします。

本計画は、高齢者や障害者、児童などの個別分野ごとに策定された計画を総括した福祉のマスタープランとなります。計画の構成としては、①地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項、②社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項、③地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項などを盛り込む予定です。

具体的には、今後の福祉サービスの目標量や、その目標を達成するための戦略などを定め、福祉サービスの提供体制や評価手法のあり方、利用者の意見を事業等に反映する方法などについても提示し、本市における地域福祉推進の基本理念となる事項については条例策定も視野に入れております。今後は、計画策定委員会を組織し、市民の皆様とのパートナーシップのもとで、さまざまな手法によりご意見を取り入れて、計画案の策定を行ってまいります。また、委員会の内容については、市のホームページで随時公表してまいります。

⑦の次世代育成支援地域行動計画（後期計画）と子どもの権利宣言についてであります。

子どもたちが健やかに生まれ育つことができる環境整備を図るため、平成17年3月に、次世代育成支援地域行動計画を策定し、これまでさまざまな子育て支援策を実施してまいりました。この2月には、平成22年度から5カ年で実施する後期計画の策定に向け、子育て世帯の実態や意向を把握するため、アンケート調査を実施いたしました。今後は、地域の現状とニーズを踏まえ、横手市次世代育成地域協議会及び庁内検討委員会で検討を重ね、よりよい子育て環境づくりを進めてまいります。

また、昨年10月の市制施行記念式典において実施いたしました子どもの権利宣言については、子どもたちみずからの誓いであるYOKOTEっ子宣言を小・中学生に意識してもらうため、この3月中に宣言文のパネルを全校に配布いたします。そして、平成21年度には子どもの権利宣言1周年記念事業として、生きる力や親子のきずなをテーマにしたミュージカルの公演を予定しております。このような周知活動を通じて、子どもの権利に対する意識の高揚を図りながら、子どもたちが1人の人間として尊重され、健やかにたくましく育つことができる環境づくりを進めてまいります。

⑧の保育事業の推進についてであります。

学童保育については、年々増加する需要にこたえ、全市内への適正な配置を進めており、平成21年度は大森小学校に学童保育専用施設を併設いたします。また、障害児保育については、これまで通所施設に通っている児童のみを補助対象としておりましたが、新たに発達障害児なども対象に加え、よりよい環境で保育を実施していきたいと考えております。

なお、現在、庁内検討委員会で策定を進めている保育所整備計画については、素案ができ次第、議員

の皆さんにご報告いたします。

⑨の第4期介護保険事業計画並びに高齢者福祉計画についてであります。

平成18年度から実施した第3期介護保険事業計画においては、予防重視型システムへの転換や新たなサービス体系の確立などを図る介護保険制度の大幅な改正を受けて、地域包括支援センターの機能を拡充しながらサービスを推進してまいりました。平成21年度から実施する第4期介護保険事業計画・高齢者福祉計画については、第3期中の事業実績の分析、高齢者及び介護者のニーズなどを考慮し、生活機能の低下を未然に防止する介護予防施策や、増加する認知症高齢者への具体的な対応を盛り込むこととし、長寿祝金支給事業や、高齢者入浴券支給事業などについて見直しを図っております。

この計画では、いつまでもイキイキと暮らせる高齢者福祉の充実を基本目標に掲げ、6つのまちづくりからなる施策の展開を進めることとしています。具体的には、①元気が出るまちづくりとして、生涯学習、スポーツ活動、ボランティア活動など、幅広い社会参加を促進していきます。②元気でいられるまちづくりでは、運動する機会の提供を中心として健康づくり事業を推進してまいります。③要支援にならないまちづくりでは、ミニデイサービス事業を市内全地域で展開するなど、高齢者がいつまでも元気で暮らせるよう、一層の充実に進めてまいります。④要支援・要介護になっても安心できるまちづくりでは、介護保険サービスの質的向上を図るほか、新たに認知症高齢者見守り事業をスタートし、地域での見守り体制の充実を図ります。⑤生活環境を支えるまちづくりでは、いつまでも住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、3年間で市内3ブロックに地域密着型サービスの特別養護老人ホームおよび小規模多機能型施設の整備に努めます。⑥地域で支えるまちづくりでは、地域における高齢者の生活を支える総合的な地域生活支援体制の構築を目指します。

以上の施策を着実に実施するため、第4期の介護保険料については、介護報酬引き上げに伴う保険料の上昇を抑える臨時特例交付金の活用などにより保険料の軽減を図り、基準月額を3,894円にすることとしております。

⑩の障がい者福祉の推進についてであります。

横手市障がい福祉計画は、平成21年度から第2期に入り、前期の振り返りを踏まえ、地域自立支援協議会の運営強化など、身近な相談支援システムの整備や、大和更生園の改修を含む地域生活への移行支援システムの構築、そして就労環境の体制整備など、障害者就労支援の促進の3つの項目について重点的に取り組む内容といたしました。

特に大和更生園については、平成24年度までに施設から退所することが必要となっている障害者に対応するため、グループホームを確保し、本人とその家族との話し合いを重ね、地域での生活に向けて順次進める内容としております。また、重度の障害者の移動支援策として、乗車基本料金を助成するタクシー券を年24枚まで給付しておりますが、このうち自家用車で通院することが多い人工透析を必要する方に対しては、平成21年度から現金での給付も可能とし、あわせて市民税非課税世帯に属する場合は2倍まで給付できることといたしました。

現在、障害福祉政策は、国においても関係法令の見直しが進められており、障害を持つ方が地域においてできる限り自立した生活ができるよう、施策を推進してまいります。

⑩の生活保護についてであります。

現下の経済情勢の影響を受け、平成20年4月から12月末日までにおいて、当市では新たに生活保護が開始された世帯数は41件で、前年度期間の約3倍となっております。今後しばらくは増加傾向が続くと予想されるため、平成21年度は就労支援専門員を1名増員し、生活困窮者の相談や、生活保護受給世帯の就労支援体制の強化を図ります。あわせて、保護受給世帯の自立支援を促進するため、個別のケースごとに支援計画を作成し、医療・福祉・保健部門やハローワークなどとの連携により、総合的な公的扶助施策を展開してまいります。

(9)の産業振興施策についてであります。

その中の①農業振興について、平成20年度における水田畑作等経営所得安定対策事業の加入数は、集落営農組織が74組織、認定農業者が799戸で、約4割の集積率となり、市町村特認により加入者数は目標を大きく上回ることができました。しかし、任意の集落営農組織の法人化については思うように進んでいない状況であり、平成21年度も秋田県及びJAとともに構成するアクションサポートチームを中心に、定期的に訪問対話するチャレンジトークを実施しながら、法人化を強力に推進してまいります。

また、昨年の食品の偽装問題により高まっている食への安全、安心思考に対応していくため、実験農場、堆肥センターなどと連携し、米を初めとする市の主要作物の減農薬や有機栽培を推進するとともに、農作物のカドミウムや残留農薬などを検査するために、JA秋田ふるさとが設置する総合分析センターの整備に対し助成を実施いたします。

また、農家の経営を支援するため、市中金融機関から低利で融資を受けられる農業経営安定化対策事業を創設するとともに、農業所得向上に向けて経営改善に取り組んでいる集落営農、認定農家も引き続き支援してまいります。

現在は離職者の雇用先として農業が注目されており、景気回復に向け、一般企業の参入や、生産調整についての規制緩和の動きもあり、一次産業全般が見直されつつあります。このような状況下、新たに農業に取り組もうとする方の就農に向けて、市独自の新制度を実施し、また、若者の新規就農者対策として、農業に魅力を感じていただけるように各種事業を実施してまいります。今月26日には、平鹿生涯学習センターにおいて横手市農業担い手フォーラムを開催いたします。元気の出るフォーラムになるよう、講演会やパネルディスカッションなどを予定しており、多くの皆様の参加を期待しているところであります。

②の「食の発信」売れる農業づくりを目指してであります。

食の安全、安心について関心が高まる中、食と農の分野がさらに脚光を浴びる状況となっております。当市においては、これまで食に学び、楽しみ、潤うをテーマに、食と農からのまちづくりに積極的に取り組んでまいりました。山内いぶりがっこなど、地域と一体となった取り組みの成功例が出始め、内外

からも注目されているところです。目標である農家の所得向上に向け、成功事例を横手の食と農全体のブランド化につなげ、食を通じて市民が元気になるように各種施策を進めてまいります。そのためにはお客様のニーズに合った売れる商品づくりを行うことがますます重要になると考えており、引き続き市場調査、首都圏などへの物産販売対策や輸出販路開拓などのマーケティング活動を進めてまいります。

また、地場産食材の消費拡大の観点から、地産地消活動の強化も必要であり、市独自に地産地消の日を制定し、全市民参加型の食のプロジェクトとして全市を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

③の米の生産調整についてであります。

米の生産調整については、先般、県より平成21年産米生産目標数量と目標面積が配分され、当市の生産目標数量は6万780トン、目標面積は1万370ヘクタールとなりました。生産目標数量については前年比較で745トン減量され、率にして1.2%減となりました。これを受けて、2月6日に開催された横手市地域水田農業推進協議会においては、生産調整目標面積5,400ヘクタール、生産調整配分率35.47%で取り組むことを決定し、2月10日にはJAなど生産調整方針作成者への配分を行ったところです。

また、平成21年度から実施される水田等有効活用促進対策により、国内における食料自給率の向上に向けて、米粉や飼料用米などの新規需要米や大豆などの作付拡大に対する支援が行われることになり、この活用についても集落座談会等を通じて周知を図っているところです。

④の農林基盤整備についてであります。

農地の基盤整備事業については、平成20年度までに市内農地の76.4%に当たる1万1,710ヘクタールを整備しておりますが、今後も担い手認定農家への利用集積を進めるため、整備目標の総面積を1万5,320ヘクタールとし、大区画化、圃場等の整備を実施してまいります。

平成21年度における主な農業基盤整備としては、新たな県営圃場整備事業の導入に向け、横手地域の清水町地区で区画整理と用排水整備の予定区域を合わせて66ヘクタール、平鹿地域の醍醐金屋地区では区画整理予定区域38ヘクタールを調査いたします。また、横手地域金沢地区の寺の沢ため池の老朽化が著しいことから、改修整備に向けた調査を実施いたします。

また、林業基盤整備では、里山エリア再生事業により、雄物川地域大沢地区の林道内野沢線の新設工事と、同地域矢神地区の集落内排水路の改修工事を実施いたします。

⑤の商工業振興についてであります。

工業振興につきましては、当面は緊急の雇用・経済対策を実施しながら、市内企業を支援してまいりたいと考えているところです。新たな企業誘致は極めて難しい状況にありますが、これまで築いてきたさまざまな企業とのつながりを有効に生かし、地元企業の経営改善や受注活動の強化に向け支援してまいります。

また、本年度も県南工業振興会等、各関連団体と連携して企業の体質強化のためのさまざまな研修やセミナーを実施し、企業振興に努めてまいります。商業振興については、平成21年度も商店街振興のた

めの取り組みや、各商工団体等が行う独自のイベント事業について、積極的に支援し、地域の活性化、にぎわいの創出を図ってまいります。

⑥の海外誘客の促進についてであります。

香港や台湾からの当市への誘客数は、平成18年以降の累計で2万人を超えました。平成20年度は県と連携し、台湾での現地商談会や、地元観光関係者を対象とした外国人観光客の受け入れ基本マナー講習会等を開催し、多くの方々に出席していただきました。また、この1月上旬には横手市観光協会と同行し、ソウル市庁舎において市の幹部との意見交換を行い、また、韓国と香港の旅行社にも訪問し、現地の旅事情を聞くとともに、横手の魅力のPRに努めてきたところです。

平成21年度も海外からの観光客を受け入れるために、環境整備に力を注ぎ、多言語によるパンフレットと案内表示の充実、接客マナーのスキルアップを図ります。そして、通過型から滞在型観光へとシフトしていけるよう、海外の旅行代理店や旅行情報誌の出版社を対象とするモニターツアーなどに取り組んでまいります。

(10)の建設行政施策についてであります。

①全国川サミットについて。

1級河川の流域にある全国の自治体が集い、川を生かしたまちづくりについてともに考え、交流することを目的として、第18回全国川サミット in 横手を平成21年7月24日から7月26日までの3日間、当市で開催いたします。「川がはぐくむ『ひと・まち・こころ』」をテーマとし、秋田ふるさと村などで参加市区町村長によるサミット会議、矢口高雄氏の講演、児童・生徒の研究発表やシンポジウムなどを行い、また、雄物川河川公園では川に親しむイベントを予定しております。現在、全国川サミット連絡協議会参加の自治体、友好都市、そして雄物川上中流域の市町村にも参加の呼びかけを行っており、サミットの成功に向け鋭意準備を進めてまいります。

②の無堤地区解消事業についてであります。

雄物川地域鳥屋場地区の国による築堤事業の早期着手を実現するため、平成20年度から無堤地区解消事業として現地調査を実施しております。平成20年度は農業用排水路の改修に向けて調査を進めている農林水産省と共同し、合わせて36.2ヘクタールについて権利者確認調査等を行ったところです。これにより、私有地と旧河川の境界がはっきりしない箇所や、公図と現況が異なる原因が不明な箇所など、課題が具体化いたしました。平成21年度はそれらの詳細調査を実施し、関係者の同意を得ながら課題解決に努め、その成果を国土交通省に提供する予定です。

現在、国土交通省は向こう30年間の治水対策事業を盛り込む雄物川水系河川整備計画を策定中であり、これに鳥屋場地区の築堤事業が明記され、早期に着手されるよう働きかけてまいります。

③の道路事業についてであります。

平成21年度の道路事業については、補助事業の交付金事業として5路線、単独事業のくらしのみちづくり事業として12路線、橋りょう新設改良事業として1路線を計画しております。

交付金事業では、国道13号と県道金沢吉田柳田線を連絡し、横手工業団地への動線となっている杉沢安本線の安本踏切での渋滞を解消するため、県道から800メートルの区間の整備に着手いたします。

条里跡般若寺線の整備については、森崎地区において改良工事を予定しております。通行される皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

また、くらしのみちづくり事業については18路線を整備する計画でしたが、景気対策として6路線を平成20年度中に発注することとしました。今後も早期発注に向けて努めてまいります。

橋りょう新設改良事業については、山内地区の岩野目橋のかけかえ工事を完成することとしております。今後の道路整備については、道路整備計画に沿って均衡ある地域発展に寄与する道づくりを進めてまいります。

④の横手駅周辺地区の整備であります。

まちづくり交付金事業については、東西自由通路や橋上駅舎など建設のため、建築工事が実施される3年間の施工協定及び平成21年度の年度協定をJR東日本と締結し、仮駅舎等の建築工事に着手いたします。これらの協定については6月議会定例会に上程する予定であり、今後もJRと粘り強く交渉を重ね、負担額を調整してまいります。また、公共公益施設等に権利変換される旧平鹿総合病院敷地分の権利を秋田県厚生連より取得する予定となっております。

市街地再開発事業については、北都銀行横手駅前支店の解体工事や公共公益施設棟と商業施設棟の建築工事などを予定しております。商業施設棟については、再開発組合の交渉に協力するとともに、平成20年度の繰越事業とあわせて各棟の建築工事が順調に進むよう、再開発組合を支援してまいります。

⑤の都市計画策定事業についてであります。

都市計画の方針を定める都市計画マスタープランが、策定委員会の審議、まちづくりシンポジウムの開催やパブリックコメントなどを経て、この3月に策定いたします。

平成21年度はこの都市計画マスタープランに基づき、都市計画区域や用途地域等の変更、都市計画道路の廃止や変更に係る作業に着手し、平成22年度においてこれらの都市計画決定の変更手続を行う予定です。

⑥の都市計画事業についてであります。都市計画道路中央線については、平成21年度、蛇の崎橋から幸町交差点までの区間の整備に着手いたします。

この区間は、平成9年に秋田県と横手市が取り交わした覚書に基づき、蛇の崎橋から八幡根岸線までの区間については当市で、八幡根岸線から幸町交差点までの区間については秋田県で整備する予定です。初年度は、測量設計や地質調査並びに建物調査などを行い、次年度からの用地買収や物件補償に備えてまいります。

次に、駅西地区土地区画整理事業については、平成20年度で地区内の工事がほぼ完成したことにより、換地処分に向けた事務作業を進めてまいります。

また、三枚橋地区土地区画整理事業では、駅西口駅前広場築造及び周辺区画道路工事の早期完成を図

るため、今後も地権者及び関係者との協議を重ねてまいります。

(11)の上下水道事業についてであります。

①水道事業について。

今議会に、このたびの厚生労働省の変更認可により、簡易水道を上水道に統合するため、水道事業の設置等に関する条例の一部改正を提案しており、平成21年度から企業会計に統合して水道事業を進めてまいります。

平成21年度水道事業会計予算の収益的収支における総収益は17億6,769万円で、料金収入は2億3,891万円の増額を見込んでおりますが、これは簡易水道事業が統合されたことが主な理由です。総費用は17億9,675万円で2,905万円の費用超過となっておりますが、これも統合したために減価償却費が1億3,868万円増額となったためです。

また、資本的収入の総額は9億7,116万円、資本的支出の総額は16億2,640万円で、収支不足額6億5,524万円は過年度損益勘定留保資金等で補てんいたします。

主な施設整備としましては、市道中御所野2号線配水管布設工事、八王寺地区配水管布設工事、成瀬ダム利水関連の配水管布設工事、大雄から雄物川への連絡管布設工事、大森から二井山地区への配水管布設工事、山内地域では引き続き石綿セメント管の更新工事等を予定しております。

今度も安全でおいしい水の安定供給を目指し、さらに効率的な運営を図ってまいります。

②の下水道事業についてであります。

平成21年度の下水道事業において、横手地域は安田原・八王寺・朝日が丘・石町・三枚橋地区、増田地域は上川原地区、平鹿地域は三島地区、そして十文字地域は下沖田・古内地区での整備を予定しております。

集落排水事業では、横手地域の金沢地区について、平成19年度から進めてきた国・県などとの協議や事業計画がまとまり、平成21年度当初には事業採択される見込みとなりましたので、引き続き全体の実施設計に着手することとしております。また、集落排水へ加入することについては、処理区域内で8割を超える世帯から同意があり、地元の熱意も高く事業効果も十分期待できますが、さらに同意率が上がるよう、引き続き努力してまいります。

浄化槽事業では、個人設置型120基、市設置型31基を予定しています。また、下水道事業の推進を図るため、横手市下水道事業経営協議会を設置し、適切に情報を提供することでさまざまなご意見をいただき、今後の下水道経営や事業運営に生かしてまいります。今後も水環境保全、生活環境向上に向けて着実な事業を進めてまいります。

(12)の市立病院事業についてであります。

医師不足や医師の偏在という問題が地域医療に対してさまざまな影響を与えている中で、国は医学部の入学定員の拡大や臨床研修制度の見直しなどに着手しましたが、病院事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いています。このような中であって、市立横手病院、市立大森病院ともに、地域との

連携を図り、それぞれの特徴を生かしながら、安全で安心な医療の提供と健全な病院経営に努めてまいります。

横手病院については、平成21年度は市民のための優しい病院づくりを目指して進めております増改築事業が、いよいよ本格的に実施されます。診療を行いながらの工事となりますので、来院される皆様を初め、近隣の皆様へご迷惑やご不便をかけないよう、また、工事の安全についても万全を期しながら事業を進めてまいります。増築棟の完成は平成22年3月、改修工事と解体工事は平成22年度中の完了を予定しております。

来年度予算においては、業務の予定量となる1日の平均患者数を、入院では病床利用率を90%とし225人、外来は680人と見込み運営を行うことにしております。建設改良では、増改築事業で増築棟の建設や増築棟に必要な医療機械の整備などの事業費と、自動血球分析装置などの医療機器の整備などを行うための予算を計上しております。

大森病院については、引き続き保健、医療、福祉、介護が一体となった地域包括医療の推進と、健康の丘おおりの各施設の連携強化に努めてまいります。また、電子カルテシステム等によるITを活用した保健、医療サービスを提供するとともに、夕暮れ診療、女性専用外来など、利用者ニーズに対応した医療サービスを継続してまいります。

来年度予算は、1日の平均患者数を、入院については病床利用率98%として147人、外来285人と見込んで運営を行うことにしております。建設改良では、人間ドックや健康診断の患者サービスをより向上させるため、人間ドック・健診センターの建設と外科用エックス線装置などの医療機器及び施設の整備を予定しております。

5番の平成20年度事業等の進捗状況についてであります。

(1)ふるさと応援基金についてであります。平成20年度から実施してまいりましたふるさと納税による寄附金については、1月末現在で33名の皆様から合計で263万円をいただいております。大変厳しい経済情勢にある中、予想を上回のご寄附をいただき、皆様には心より感謝しております。

寄附金は寄附された方の希望する事業に充当するまで適切に管理していくため、このたびふるさと応援基金を創設することとし、基金設置条例を今議会に提案しております。

(2)の新庁舎を考える市民会議についてであります。

2月10日、新庁舎を考える市民会議から、これからの行政機構や庁舎のあり方における基本的な方向性を示した新庁舎建設の是非を含む庁舎の在り方に関する提言書をいただきました。

提言書では、合併による地域の激変緩和措置として導入された分庁方式については解消し、地域局については現行機能の維持を図ることが求められております。また、新庁舎建設の是非については、さまざまな視点に基づいた市民の皆様の考え、思いをご意見としていただきました。

今後は、各庁舎を含む公共施設の効率的な活用手法、市民の皆様の利便性をさらに高める行政機構のあり方など、将来の市役所のあるべき姿を市民の皆様に提示すべく、議会の皆様と協議、検討を行って

まいります。

(3)災害時あんしんリストについてであります。

地震等の自然災害発生時における高齢者や障害者等のいわゆる災害弱者の安全確認や非難支援に役立てるため、災害時あんしんリストの作成に向けて、現在、登録用の申請書を全戸配布し、呼びかけを行っております。

3月末には、各地域の民生児童委員や福祉協力員、そして取り扱いに関する協定を結んだ町内会等へリストを配布する予定です。リストは個人情報であり、協力者には厳重に管理していただくとともに、日常の見守り活動の中で未登録者への働きかけをお願いし、充実を図りながら、安全、安心のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

(4)の介護予防事業の実績についてであります。

地域包括支援センターでは、65歳以上の方々が健診で実施する生活機能評価の結果により、要介護状態へ移行する可能性のある特定高齢者を把握しております。

平成20年度は約1,300名の方が特定高齢者と判定され、運動機能向上や口腔機能向上などの介護予防プログラムへの参加を勧めてまいりましたが、まだ大丈夫であるという意識があるようで、参加者は160名で約12%にとどまっております。しかし、最寄りの地域で開催している介護予防講座や健康講座には延べ3,400名の方にご参加いただいております、少しずつ介護予防意識や健康意識が定着してきているものと評価しております。

プログラムへの参加により、直ちに身体機能が向上するわけではありませんが、参加者からは、歩くことに自信がついた、外出の機会がふえて気持ちが前向きになったなどの声が聞かれており、今後も参加の促進に努め、介護予防を進めてまいります。

(5)の道路事業についてであります。

平鹿総合病院へのアクセス道路を整備するため、平成16年度からパッケージ事業として進めている地方道路整備交付金事業については、吉田小学校前の川登蟹沢線と山内の武道線の改良工事が今年度完成いたします。また、新たに条里跡般若寺線の森崎地区から清水町区間の整備に着手するなど、継続事業を含め発注した6路線の進捗率は95%となっております。

くらしのみちづくり事業については、折橋四津屋線を初め、地域の生活路線を中心に17路線を発注しており、95%の進捗率となっております。岩野目橋のかけかえ工事については、現在仮橋による通行のため、地元の皆様にはご不便をおかけしておりますが、今年度中に橋台と上部工のけた製作まで完了いたします。平成21年度の全面完成に向け、発注の準備をしております。

(6)の道路台帳統合事業についてであります。

現在、道路台帳は各地域局において合併前に作成したものを継続して使用しておりますが、様式や整備手法に著しい違いがあるため、台帳の補正作業が困難であり、十分な精度を持っているとは言いがたい状況でした。

平成19年度からは合併補助金の活用により、道路台帳を電子データ化して一括管理するためのシステム作成を行っており、この業務が本年3月末で完了し、道路管理の利便性が大きく向上いたします。

なお、本定例会に市道路線の廃止及び認定について提案しておりますが、このたびの成果に基づいて一たんすべての路線を廃止し、1級、2級の幹線道路を見直した路線網を認定していただくものです。

(7)の横手駅周辺地区の整備についてであります。

まちづくり交付金事業により、富士見大橋地下道の安全性向上を図るため、照明設置工事を実施しておりますが、地下道内の塗装工事や防犯カメラの設置工事については、平成21年度へ繰り越して実施する予定となっております。さらに、再開発事業区域内で施工中の駅前1号線築造工事についても、一部の工事については平成21年度へ繰り越しいたします。また、JR東日本との協定に基づき実施いたしました東西自由通路や橋上駅舎の実施設計業務は完了し、現在、設計内容や事業費を精査しているところであります。

市街地再開発事業については、1月にマンション棟の新築工事に着工しておりますが、バスターミナル棟、高齢者賃貸住宅棟及び銀行棟については、3月に着工し、平成21年度への繰越事業とする予定です。

なお、平成20年度の国の第2次補正予算において、地方都市などにおける優良な都市開発プロジェクトへの支援が実施され、再開発組合に対する国の補助がかさ上げされることになり、補正予算を計上しております。

(8)の都市地域総合交通戦略調査についてであります。

都市計画道路中央線及び八幡根岸線の整備方針と、市全域の都市交通基本計画の策定を目的とする交通戦略調査については、これまで2回の協議会を開催し、各地域間の連絡や、市街地における歩行者の安全を図るための交通環境整備等を検討いたしました。

3月には第3回協議会を開催し、事業実施方針で検討された具体的な事業について、実施主体やスケジュールなどの協議を行う予定です。なお、国・県等関係機関との調整に日数を要するため、調査委託業務は平成21年度に繰り越すこととなります。

(9)の土地区画整理事業についてであります。

駅西地区土地区画整理事業については、北庁舎北側の歩行者専用道路の工事が完成したことにより、今年度をもって地区内の工事がほぼ完了いたします。また、本日から地区内の新住居表示を実施しております。

次に、三枚橋地区土地区画整理事業では、予定していた区画道路が年度内に完成いたします。

また、駅西口駅前広場及び区画道路の一部築造工事については、地権者の仮換地指定及び支障物件移転に不測の日数を要したため、事業の一部を繰り越すことしております。

6番目の補正予算についてであります。

今議会に提案しております一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定や決算見込みによる減額が主な内容となっております。補正額は2億6,651万円の減額で、補正後の予算総額は492億8,412万円であります。

その主なものを申し上げますと、生活バス路線運行費補助事業に4,205万5,000円、移動通信用鉄塔施設整備事業に2,480万5,000円の減額、市立横手病院出資金に4億9,650万円の減額、農村総合整備事業に8,150万円の減額、金融対策費に3,966万3,000円、地域総合整備資金貸付事業に1億6,000万円、除雪機械購入費に3,090万1,000円の減額、統合公園整備事業に5,000万円、横手駅前活性化対策費に1億1,794万9,000円、下水道事業特別会計繰出金に1億3,535万4,000円の減額、山内中学校改築事業に3億6,122万5,000円、財政調整基金積立金に4億6,173万8,000円などであります。

終わりに、今議会に提案しております案件は、諮問案件5件、専決処分報告案件1件、条例の制定など条例関係20件、平成20年度一般会計補正予算案など補正議案21件、平成21年度一般会計予算案など各会計予算案25件、特別会計への繰り入れ案件は平成20年度へ2件、平成21年度へ4件、その他の議案5件の合計83件であります。

なお、緊急雇用対策関連費については、1月20日の臨時議会で議決いただいたところですが、定額給付金関連の一般会計補正予算第8号を追加提案させていただいております。また、地域活性化・生活対策臨時交付金関連の補正等も追加提案させていただく予定であります。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。施政方針といたします。

◎教育長の平成21年度教育方針に関する説明

○田中敏雄 議長 日程第5、教育長より平成21年度教育方針に関する説明を求めます。教育長。

【高橋準一 教育長登壇】

○高橋準一 教育長 平成21年度の教育方針を述べさせていただきます前に、けさほどの新聞報道等で議員の皆様、市民の皆様に大変なご心配をおかけしていることについて、ご報告とおわびを申し上げさせていただきますと思います。

平成19年度の県教育委員会人事交流によりまして、北教育事務所管内から大森地域の白山小学校に赴任しておりました校長仲谷安俊であります。12月中旬に横手市八幡地内のアパート駐車場において、50代男性の車を傷つけ、昨日、本人出頭により逮捕されたということでもあります。罪状は器物破損ということでもあります。

ご存じのように、白山小学校は来る3月20日に閉校し、子どもたちは夢と希望を持って、地域の住民の希望も背負って、新生大森小学校に4月1日から通うことになっており、教育委員会、学校挙げて、地域挙げてその準備に今努力をしている最中のことであり、大変遺憾で残念でなりません。教育委員会としましては、何よりも白山小学校の児童の夢、地域の希望をつぶさないように、今後残り日数は少ないわけではありますが、懸命の努力をしていきたい。あわせて、このような信用失墜行為のないように努力してまいる所存であります。大変申しわけありませんでした。

なお、先ほどの報告によりますと、白山小学校児童は平静に落ちついてきょうの学習活動に入ったという報告でございましたので、ひとまずご安心願いたいと思います。

改めまして、平成21年3月横手市議会定例会の開会に当たり、これまでの市教育行政に対するご指導、ご支援に深く感謝申し上げます。

平成20年度の歩みを振り返り、横手市の教育目標の具現化をさらに推し進めていくため、ここに平成21年度の計画をご説明申し上げ、ご理解を賜りたいと存じますのでよろしくお願い申し上げます。

教育目標具現化のために、大きく1、学校教育の充実、2、教育環境の整備、3、生涯学習の推進、4、文化財保護の推進、5、生涯スポーツの振興の5つの視点からご説明申し上げます。

初めに、1つ目の視点、学校教育の充実についてであります。

教育改革が進む中、教育委員会はもとより、学校の主体性、自立性の発揮が一層求められております。さらに、学校教育を取り巻く社会環境の激変は児童・生徒のさまざまな問題を引き起こしております。このような時代にあるからこそ、確かな学力を身につけた子どもたちの育成を第一に授業改善を推し進め、地域社会や家庭との連携を深めることで、地域と一体になった教育環境を構築し、生涯にわたり学習を続ける人となるよう、幼少期から育てていく必要があります。国における教育基本法の改正、学習指導要領の改訂等、国の指針を的確にとらえつつ、県の動向も見きわめ、連携を図りながら、教育目標「あなたの夢の応援団 ～あたたかく かしこく たくましく～」を意識した取り組みを続けてまいります。

合併以来、市内小・中学校が一丸となり、最重点目標である学力向上に向けて同一歩調で研究を重ね、授業改善に取り組んでまいりました。その過程において、各校から発信された研究の成果を共有していくという体制もでき上がってまいりました。この実績をさらに発展させるためにも、大きく2つの重点目標を定め、各校においてますます充実した指導が展開されるよう支援を強化してまいります。

1つ目の目標は、児童・生徒にとって楽しい学校教育の創造であります。これは、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた児童・生徒の育成を図り、一人一人が仲間とかかわり合って学ぶ楽しさを実感できる学校教育を目指すということでもあります。

具体的には、(1)として、小・中学校の連携のもとに各教科等の言語活動の充実を図ってまいります。これまで国語力を基礎、基本の習得を支える力として、また、考える力、判断する力、表現する力などをすべての能力育成に欠かすことのできない重要な力ととらえて、研究推進校を中心に研究を深め、全小・中学校で共有化を図ってまいりました。

言語活動の充実は、平成20年3月に改訂された学習指導要領において根幹をなす教育課題であり、全市を挙げて取り組んできた国語力向上の研究と密接に結びつくものととらえております。そこで、新学習指導要領の全面実施までの移行期間は、言語活動の充実を中核に据えた学校教育課題の改善、指導方法の工夫に関する研究という研究主題を掲げ、市教育委員会として小・中それぞれ数校を研究指定校とし、小・中連携を深めながら研究を推進し、成果の共有化を図ってまいります。

次に、(2)として、関係機関との連携による特別支援教育の体制の充実と不登校児童・生徒の減少を

目指す生徒指導の充実であります。

今、障害のある子どもたちへの特別支援教育は学校教育の中でも重要な位置を占め、さらなる支援の強化が必要であります。そのため、一定の学校生活サポート員の確保のための予算を当初予算に計上しております。また、学校では不登校対策委員会を組織し、関係機関との連携のもとに、全校体制で不登校の未然防止や不登校児童・生徒へのきめ細かな対応をしております。教育委員会としても、不登校児童・生徒に係る連絡協議会を開催し、その減少に努めてまいりましたが、今後とも生徒指導のさらなる充実を図ってまいります。

(3)として、国際社会に生きる子どもたちの異文化理解を促進し、コミュニケーション能力の育成を図る小学校外国語活動の実践研究に力を入れます。新学習指導要領の全面実施となる平成23年度から、小学校5、6年生で年間35時間の外国語指導の学習をすることになりました。これまでALT、いわゆる外国語指導助手であります。ALTを増員し、英語担当指導主事とALTによる模擬授業、小学校教諭とALTによるチームティーチングなど、実践的な研修を積み重ねてまいりました。また、市独自の指導事例集を作成し活用してまいりました。これらは平成23年度からの外国語活動の導入を見越しての取り組みであり、さらに充実を目指してまいります。

(4)として、自分の将来や職業観をはぐくむキャリア教育の拡充と人材育成にかかわる授業の実践研究であります。

現在、横手清陵学院中学校、高等学校と山内小学校が連携し、環境・ものづくり人材育成事業を展開しております。これは、小・中・高12年間にわたる長期のものづくり教育のカリキュラムを作成し、ものづくりの体験を通して職業観や勤労観の育成を目指したものであり、小学校における新たなキャリア教育の進展が期待できるものであります。中学校においては、産業経済部との連携の中で、職業体験学習の充実を図る事業も展開中であります。

(5)として、食育の充実であります。平成20年度、栄養教諭1名が平鹿中学校に配置され、配置校のみならず各校で栄養教諭を積極的に活用しております。今後も、子どもたちの望ましい食習慣や学校の食に関する指導の充実を目指してまいります。

また、米を主食とした日本食は栄養のバランスがとりやすく、健康のためによいと世界的評価を得ております。平成21年度から、子どもたちが生涯にわたり健康的な食生活を営むことができるよう、地産地消を基本に米飯給食の拡大を図ってまいります。

大きな目標の2つ目は、教職員にとって意義ある実践的な研修の充実であります。

具体的には、(1)として、全国学力・学習状況調査や県の学習状況調査等の結果に基づく児童・生徒の課題への対応を具体化してまいります。各校の成果、課題を全市的に共有し、具体的な対策を講じることができるような研修の機会を設定し、市内のすべての学校で学力の維持向上に意を注ぐ体制を確立できるよう進めてまいります。

次に、(2)として言語活動の充実を目指し、市内全教職員による研究体制を整備してまいります。具

体的には、各学校区の小・中学校が言語活動の充実という共通の視点から、主に学習指導面での連携を図りながらこの研究を進めてまいります。また、これまでの3区制を生かした区内指定と全市的な見地からの全市指定という形で研究委嘱をすることにより、全市としてバランスがとれるよう配慮していきたいと思っております。このような研究体制で、研究指定校を核として全小・中学校で言語活動の充実の研究を推進してまいります。

次に、2つ目の視点、教育環境の整備についてであります。2つの重点目標を設定いたしました。

その(1)は、安全、安心な教育環境づくりの推進であります。

平成20年度において、朝倉小学校、吉田小学校、醍醐小学校、雄物川北小学校、十文字第一小学校、睦合小学校、田根森小学校、以上市内7小学校の耐震診断を終える予定であります。なお、これとは別に、平成21年度において阿気小学校体育館の耐震補強工事並びに山内中学校校舎の改築工事を実施いたします。また、横手南中学校につきましては、建築から35年余りが経過しており、損耗、機能低下が著しく、耐震補強と同時に全面改修が必要な状況にあるため、実施設計を行います。

次に、教職員IT環境整備への取り組みであります。これまで市内小・中学校の教職員は、学校に私物のパソコンを持ち込んで業務を行っている現状と、それが原因となる情報漏えいに対する不安がありました。そこで教職員一人一人にパソコンを整備し、セキュリティー対策を講じて安全性を確保するとともに、集中管理による保守性の向上とコスト削減を目的として、横手市小・中学校IT環境整備事業を実施します。

その(2)は学校統合計画の推進であります。

これまで申し述べてきました横手市学校統合スケジュールをもとに、平成21年度は十文字中学校の校舎増築と大規模改修を行い、平成22年度の開校に備えてまいります。西部地区の中学校統合につきましては、用地取得並びに造成工事を行いながら、学校建築に向けた基本設計及び実施設計を進めてまいります。また、横手地域の中学校統合につきましても建設場所を決定し、年度内の用地取得を目指してまいります。

また、学校給食センターの統廃合についてですが、児童・生徒数が減少傾向にある状況を踏まえ、平成20年度に大雄給食センターの廃止、平成23年度、平鹿給食センターの増築、平成25年度までに横手給食センターの新築に向け準備を進めてまいります。平成26年度には横手市内の給食センターは3施設となり、平成30年度には横手と平鹿の両給食センターで市全体を賄えるものと考えております。

続きまして3つ目の視点、生涯学習の推進についてであります。

市民の皆様がいつでも、どこでも、だれでも、何でも学習できるように、生涯学習を推進できる環境の整備に重点を置き、学校教育や地域社会との連携を図りながら、生涯学習によるまちづくりを目指します。

この目標実現のために、2つの重点目標を定めました。

その(1)は、学びへの支援の充実であります。平成20年度に実施した生涯学習施設利用に関するアン

ケートを分析し、各種講座や事業の見直しを図るなど、参加促進や参加意欲を高めるための施策を具体化します。また、これとあわせ、生涯学習センター機能の充実も図ってまいります。

その(2)は、学びの場と資源の整備であります。

特に、市民の学習活動拠点であるすべての市立図書館におきまして、図書館業務、サービスを一体的に行うために、新たな情報システムを導入いたします。このシステムの導入により、1枚の図書館利用カードですべての市立図書館の利用が可能になるほか、携帯電話やパソコンから蔵書検索や貸し出し予約が可能になるなど、これまでできなかったサービスを提供できるようになります。あわせて、市内の図書館全館が休館している日がないように、図書館ごとの休館日をずらすなどの改善を行い、いつでもどこでもご利用いただける環境を整備してまいります。また、平成20年度に整備いたしましたよこて学びバンクの人材データの充実、活用とサークル等の新たな登録を図ってまいります。このほか、公民館等の生涯学習施設の一部改修事業も進めてまいります。

4つ目の視点、文化財保護の推進についてであります。

平成18年度以降、指定文化財を初め、市内全域に点在する郷土遺産の集成に努め、貴重な文化財の掘り起こしや調査を積み重ねてまいりました。今後も地域に根差した文化財を適切に保護、管理し、豊かなまちづくりの資源として生かすため、普及、活用事業も積極的に展開する中で、次の重点目標に取り組んでまいります。

その(1)として、後三年合戦（役）関連史跡保存整備計画策定のための調査事業の推進を図ります。特に、大鳥井柵跡については、平成21年度前半に国指定史跡の申請を計画しておりますので、今後は国指定史跡としての整備活用計画を策定し、さらなる詳細発掘調査の推進を図ります。

その(2)として、文化遺産の保護と活用を図ります。

昨年、増田地域局と合同で実施した歴史的建造物調査事業の成果を受け、歴史的な町並みとして、増田地区にある30棟以上の主屋や土蔵について、文化財指定及び登録を目指します。今後は、県内に類を見ない貴重な町並みの保護、活用に向け、所有者を初め関係する市民、団体、機関と協議を進め、地域全体での町並みの保護活用に努めます。

また、文化財保護団体等と積極的に連携し、国・県・市指定文化財の保護事業を推進するとともに、啓発活動も取り入れながら文化財の活用に努めます。具体的には、①文化財の調査と文化財指定の推進、②文化財の積極的な展示等による資料館施設の有効活用、③指定文化財の適正な管理と史跡・文化財探訪の実施、④指定文化財のデータ集積によるデータベース化を実施いたします。

最後に5つ目の視点、生涯スポーツの振興についてであります。

小学校5年生と中学校2年生を対象に、文部科学省が平成20年度に初めて実施した全国体力・運動能力、運動習慣等調査で、秋田県は両学年の男女とも総合で2位から6位とトップクラスでありました。本市においては、小学校5年生では男女とも県平均とほぼ同じ、中学校2年生では男女ともに県平均をやや上回る結果でした。

児童・生徒の好成績の反面、市民の皆様の生活習慣病の増加など、健康、体力に関する課題はどの地域でも見受けられます。このような現状から、健康づくりとスポーツが一体となった生涯スポーツの振興を目指すことが強く望まれております。

そのための重点目標として、次のように定めました。

その(1)は、スポーツ施設・空間の提供、いわゆるエリア・サービスであります。地域の特色や全市的なバランス、アクセス環境を考慮した施設整備を進めます。具体的には、①として、雄物川体育館消防用施設改修工事や浅舞スポーツセンター屋根塗装工事等を実施します。②として、スポーツ施設の管理等を含めた施設整備計画を策定いたします。策定に当たりましては、市民の皆様のご意見を十分に反映したものにしていきたいと考えております。

その(2)としては、スポーツ機会の提供、いわゆるプログラム・サービスであります。

市民参加型のスポーツイベント等を企画、運営し、スポーツの機会の提供を図ります。具体的には、総合型地域スポーツクラブや体育協会等の活動を支援し、自主的な市民参加型スポーツイベントの開催を目指します。

また、昨年に引き続きわか杉カップ横手大会等の開催、さらには、新規事業として「宝くじスポーツフェアドリームベースボール～名球会・OBクラブがやって来る～」の開催に向けた事業費補助を当初予算に上程させていただいております。市民こぞって全国レベルの試合を見ることで、多くの感動と活力を与え、生涯スポーツがさらに発展していく礎となることを祈念するものであります。

以上、教育方針についてご説明申し上げます。

教育の地方分権と教育改革が進む中、教育に対する市民の皆様の大きな期待にこたえ、21世紀の新しい時代を切り開き、新市の未来を担う人材育成に全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 暫時休憩いたします。

再開時間は午後1時30分といたします。

午後 0時16分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第6、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

次に申し上げます方を人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦いたしたく、意見を求めようとするものでございます。

住所は横手市金沢中野にお住まいの高見祥一氏、昭和23年のお生まれの方でございます。

提案理由は、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき意見を求めようとするものでございます。よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第1号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第7、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 同じく諮問第2号でございますが、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

次に申し上げます方を法務大臣に推薦いたしたく、意見を求めようとするものでございます。

住所は横手市増田にお住まいの内藤新左衛門氏、昭和24年のお生まれの方でございます。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第2号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第8、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第3号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 諮問第3号、同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

住所は横手市増田にお住まいの石川冴子氏、昭和20年のお生まれの方でございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして意見を求めようとするものでございます。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第3号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第3号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第9、諮問第4号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 ただいま議題となりました諮問第4号、同じく人権擁護委員候補者の推薦でございます。

横手市三内平野沢にお住まいの藤原信子氏、昭和23年のお生まれの方でございます。

人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして意見を求めようとするものでございます。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第4号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第4号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎諮問第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○田中敏雄 議長 日程第10、諮問第5号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第5号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

説明を求めます。市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 諮問第5号でございますが、同じく人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

次に申し上げる方を法務大臣に推薦いたしたく、意見を求めようとするものでございます。

横手市大雄にお住まいの滝澤将弘氏、昭和14年のお生まれの方でございます。よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

ただいまから討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 討論なしと認めます。

ただいまから諮問第5号を採決いたします。本案は原案のとおり答申することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、諮問第5号は原案のとおり答申することに決定いたしました。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○田中敏雄 議長 日程第11、報告第3号専決処分の報告についてを議題といたします。

専決処分の報告については説明を省略することとし、ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

これで報告第3号の報告を終わります。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第12、議案第3号横手市西部地区テレビ共同受信施設設置条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 それでは、議案第3号横手市西部地区テレビ共同受信施設設置条例についてご説明申し上げます。

本案は、雄物川の西側に光ファイバー網を設置し、これを活用して地形的なテレビの難視聴地域を解消しようとするものであります。

4ページをごらんいただきたいと思います。

条例の内容についてご説明を申し上げます。

4ページの第2条であります。共同受信施設の設置位置であります。大森公園付近の大曲の姫神から受信しやすい位置に共同受信施設を設置しようとしております。

それから、第4条では共同受信施設を使用する対象地域を説明しておりますが、7ページをごらんいただきたいと思います。7ページの別表に記載されてある地区が対象地区であります。この地区には約288世帯がありまして、この方々が受益者というふうになります。

それから、6ページ、第8条をごらんいただきたいと思います。

第8条では使用料を規定しておりますが、基本の使用料は年額で480円、それに維持管理料であります。これはこの2つを合わせまして年間で約1,000円ほどになる見込みであります。受益者の人方は、これにさらにNHKの受信料を別に払わなければならないというふうな内容であります。

以上、簡単であります。ご説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番(齋藤光司議員) この条例の中は大体わかっているんですけども、このことが完成して、ほかに当地区の中で、今、地上デジタル化から抜けて難視聴区域というのはあるのか、ないのか、まず。あったとしたらどれぐらいあって、これからの解決策はどうしていくのか、その点についてお伺いいたします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 地形的な難視聴地域はまだあります。アナログのときに難視聴地域になって、共同受信施設を設置して対応しているところがありますが、これらについても調査をしながら、アナログの部分について改修するものは改修する、それから、デジタル化することによってアナログ地域のときには難視聴だったけれども、解消するというものもあるようです。それから逆に、アナログのときには何でもなかったんですけども、デジタル化によって難視聴になるような地域も出てくる可能性があ

るということで、箇所数についてはまだ、デジタル化によって難視聴になるところをすべて把握しておりませんが、いずれそういうものを調査して、それには23年の完全デジタル化に向けまして解消するよう進めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 16番。

○16番（齋藤光司議員） 確認ですけれども、間に合わせるということでもいいですね。23年のデジタル化まで、当地区のその難視聴地域に対する手当てを間に合わせると、それでいいですね。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 地形的な難視聴地域については間に合わせる、でありますのでよろしくお願ひします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。30番播磨議員。

○30番（播磨博一議員） 光ケーブルで配線するというような説明がありましたけれども、光ケーブルから個別の家に工事費といいますが、個人的な負担になるのでしょうか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 基本的には、テレビ用に引くということではなくて、光ファイバーは電話なんかも含めて個々に引くことになりますので、電話とかと別にまたテレビとかということではなくて、一緒に使えるということですので、よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第13、議案第4号横手市ふるさと応援基金条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 議案第4号横手市ふるさと応援基金条例についてご説明申し上げます。

本案は、ふるさと納税による寄附金を有効に活用するために、基金を設置する条例を制定しようとするものであります。

9ページをごらんいただきたいと思います。

9ページ、条例の中身であります。第2条では積み立てる金額について掲げていまして、ここではふるさと納税された寄附金と、その基金から生じる収益金を積み立てるというふうな内容になっております。

それから、第4条をごらんいただきたいと思います。第4条では運用益金の処理、基金から生じた利益は、一般会計予算に計上してこの基金に繰り入れるというふうな内容であります。

それから、次のページの第6条をごらんいただきたいと思います。

この基金の処分の規定であります。寄附の目的とする事務及び事業に要する費用に充てるときはこれを処分する。それから、預金債権との相殺のために市債の償還の財源に充てるときというのは、これはいわゆるペイオフ対応であります。そのために処分することができるというふうな内容になっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番。

○16番(齋藤光司議員) 簡単に3つ聞きます。

現状はどれくらいの件数、それから額になっているのかということが1点。それから、具体的にこの条例をつくって目指す金額、あるいは件数をどれくらい想定しておられるのか。それから3点目、この条例をつくることによって受け入れ態勢は万全になりますけれども、実際にふるさと納税をしていただく方がいなければいけない。その具体的な推進策について考えられていることは。

以上、3点お聞きします。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 件面につきましては、市長が施政方針でも申し上げましたが、1月末現在で33名、263万円であります。それから、この条例の目指すところといいますか、寄附につきましては、基本的には寄附していただいた方の意思をちゃんと反映させるような使い方をしなければならないというふうに思います。

今、県なんかでも寄附していただいた方にいろいろなものを送ったりとか、いろいろなことをやっていますが、我々としてはそういうことではなくて、寄附をしていただいた方の意思にちゃんと報いるような使い方をする、その使い方をした結果をできるだけ皆さんにも、私たちはおかげでこういうふうにやりましたというのお知らせしながら、次の寄附に結びつけていきたい。寄附していただいたものをちゃんとこういうふうに生かして使っていますよというふうなものを宣伝しながら、次の寄附に結びつけていきたいというふうに思います。

それ以外には、新たな寄附については、我々がこういうふうな事業に使うことで寄附をしていただけませんかというのは機会をとらえながら、一番最初のようにやりましたように、いろいろな情報を流しながら対応していきたいというふうに思います。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第14、議案第5号横手市農業経営安定化対策資金融資あっせんに関する条例を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 議案第5号横手市農業経営安定化対策資金融資あっせんに関する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、市内の農業者等に対し、農業経営に要する資金を適正かつ効率的に融資し、農業経営の確立と定着に資するため、融資あっせんに関する条例を制定しようとするもので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めようとするものであります。

12ページをお開きいただきたいと思います。

第1条では目的を定めております。

第2条では、定義としまして、農業者等につきましては市内に住所を有する農業を営む者または農業を営む者により構成された農業生産法人等と定めております。

2項につきましては、預託機関といたしまして農業協同組合または金融機関で市長が認めるものということで、現在想定しておりますのはJ A秋田ふるさと、J Aおものがわ、秋田銀行、北都銀行を想定しております。

それから、第3条では預託といたしまして、預託機関に融資資金を預託するというものでございます。当初予算では1億円という金額を準備しております。

第4条では対象者。対象者につきましては、1項で農家台帳に登載され、生産調整に協力し、市税等に滞納がない者。それから、第2項では市長が特に認めたもの。

第5条では、融資あっせんの条件等でございますが、規則で定める事業とするということで、農業機械関係ですとかいろいろ、集団につきましては運転資金までそれぞれ想定しております。

それから、2項の融資あっせんの貸付限度額は600万円以内で規則に定める額ということで、今想定しておりますのは個人では200万円、団体は600万円と想定しております。

それから、第6条では融資あっせんの申請を、第7条では決定、第8条では債務者の履行義務、附則におきましては施行日を平成21年4月1日からと定めております。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。27番。

○27番（佐々木喜一議員） この事業の対象者は、農業経営をしながら農業の発展を願うという形の中の求めに応じて融資するということですが、農業経営を営む者、それは法人等の仕事の内容をどのように考えているか伺いたいと思います。というのは、1次産業的に農業生産物を販売する者に限っているのか、あるいは農業生産物を加工したもので含めているのか、伺いたいと思います。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 お答えします。

農業を営む者、この対象者でございますが、農家台帳に登載されということでございますが、理論的には10平米以上であっても農家台帳に登載されるというふうな農業委員会の見解がございますので、そういう場合に対象になるということで、作物等につきましては、稲作あるいは稲作以外の野菜、特用林産、いろいろございまして、幅広くそういうものを想定しておりますが、いずれにしましても対象者で農家台帳に登載されているということと、生産調整に協力している、市税に滞納がない、これが条件でありますので、何か加工品でも販売されている方がおりましても、この第4条の規定についてはそういうふうに解釈しております。

ただ、第2項では市長が特に認めるものというものがございまして、それについてはケースで対象者につきまして判断していきたいということを考えております。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。34番塩田議員。

○34番（塩田勉議員） 貸付金が600万ということなんですが、これについて、なぜ600万なのか1つお伺いしたい。

それとあわせて、貸し付ける金融機関がJAと市の金融機関なわけですが、各金融機関で利率の変動はないのかどうか、あわせて金融機関で、たとえ市で供託金を置いても、保証人なり信用協会の債務保証の部分はどうなっているのか、あわせてお伺いします。

○田中敏雄 議長 産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 600万の根拠であります。いずれ認定農業者ですとか集団につきましては、スーパーLを初めとする制度資金等が多々ございますので、大口につきましてはそちらを利用させていただきたいということでありまして、今回はいわゆる1種兼業、2種兼業等で構成する農家も市内には6割強が実際に経営されております。ですからそういう方を対象に、幅広く対象にしたいということで、個人の上限を200万、それから集団等を600万としています。

600万の根拠につきましては、いずれスーパーLにつきましては500万円以上が無利子ということでありまして、そこら辺が若干、その前後ということでの600万の設定をいたしました。

それから、利率でございますが、出口ベースでの利率はすべて2.2%を上限にしたいということを想定しております。JA秋田ふるさと、JAおものがわにつきましては、保証料の0.7%を含んでの2.2%ということでございます。あと、金融機関につきましては金融機関のルールにそれぞれ従っていただきたいということで、ただ、出口の利率はいずれも2.2%というふうにお願いしてございます。

保証につきましても、銀行のルールに従っていただきたいと思っております。農協につきましては保証協会を入れるということになっております。よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第15、議案第6号横手市長寿祝金条例の全部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 ただいま議題になりました議案第6号横手市長寿祝金条例の全部を改正する条例についてご説明いたします。

14ページをごらん願います。

本案は、長寿祝金の額等を変更するため、現行条例の全部を改正することについて、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

初めに、昨年度であります、平成19年12月18日であります、一般市民が構成メンバーとなって、市の事業を外部の目で検討し評価する事業仕分け検討委員会におきまして、現行の長寿祝金制度について、この制度につきましても、事業の継続は問題ないと思うが、報償金等の減額について検討が必要、別事業で効果的な祝いはできないのか、また、88歳の祝金は不要、もっと元気な高齢者の方たちへ力を入れてほしい。100歳はお金ではなく別のものと考えてほしい、市が改善を行う、もしくは事業の有効性、妥当性が見えない、公平性についても疑問が残る、高齢者福祉の増進を図る目的であれば別に手法があるのではないか、高齢者の長寿祝金方式はニーズが低い、高齢者全体への支援策を別途検討すべきなどの意見があり、現行制度の改善を求める評価がなされておりました。

この評価を踏まえまして、市では平均寿命が伸びている中、限りある財源をいかにして必要とする高齢者施策に振り向けるかが求められている今日、制度の必要性や優先性、効果を検証する時期であり、第4期介護保険事業計画を策定する中で、制度そのものが時代に合っているのかを含め、制度の見直しの検討を行いました。検討において、長寿の祝いや敬老事業の趣旨は、敬老思想の普及、啓発にあるとの視点に立ち、中でも長寿の指標とされる米寿、百寿の到達者の皆様に対して、敬老と市民を挙げて長寿に祝意を表すことが第一義的と考え、現行の長寿祝金支給事業を大幅に見直し、横手市長寿をお祝いする条例に改めることにいたしました。

その結果、100歳の方への祝い金につきましては50万円から10万円に、10万円と賀詞であります、また、88歳の方への祝金は廃止し、かわりに心を込めたお祝い品を贈呈することといたしました。この見直しで生ずる財源につきましては、介護予防や健康づくりなどに配分いたしまして、いつまでも生き生きと暮らせる高齢者福祉の充実を目指すものであります。

なお、これまでどおり支給するための経過措置を考慮できないかのご意見もいただいたところでございますけれども、いろいろ検討いたしましたが、やはり経過措置は特定の方々にとっては有益であります、限りある財源を必要とする高齢者施策へ効果的に振り向けるとする計画は大きく後退するので

はないかということで、当初の考え方で見直しをさせていただきました。

祝い金の額につきましては、県内の状況、近隣の市町村の金額を参考にさせていただきました。

それでは、15ページをごらんいただきたいと思います。

まず題名ですが、横手市長寿祝金条例から、先ほど申し上げましたように横手市長寿をお祝いする条例に改めるものであります。

第1条の目的では、高齢者の長寿を祝う長寿祝金または長寿祝品の贈呈の目的を定めております。

第2条では、満100歳に達した方に長寿祝金、満88歳に達する方には長寿祝品というように、贈呈の対象者となる方について定めております。

第3条では、長寿祝金の額を10万円、長寿祝品は市長が定めるものとしております。

第4条では贈呈の時期、第5条は委任の規定、附則では条例の施行期日を定めてございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。16番齋藤議員。

○16番（齋藤光司議員） その心のこもったという部分です、その心のこもった。そう言い切る部分の中身は何を想定してどうしようとしているのか、それが納得できれば非常に賛同を得られる、今、説明であったと思います。でないと非常にやり方としては、やっぱり経過措置を持たないでどんと来るのは乱暴だと、そういう思いで私はいろいろお話をしたこともありますけれども、そこの部分について納得のいく説明をどうか。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 なかなか難しい問題であります、いろいろな考え方があると思いますので、心のこもったお祝い品についてご理解いただけるかどうか、ちょっと自信がないのでありますが、今現在想定をしておりますのは、例えば秋田杉の杉材を使用いたしました賀詞を、お祝いの言葉をその杉材の中に入れて、例えば欄間に飾るとか、あるいはどこか、たんすなりサイドボードの上に飾るとか部屋の中に飾るとか、お金であればそのうち使えばなくなってしまうのですが、心のこもった、あくまでもお祝い、気持ちをあらわしたものを贈ることによって、例えばその家が末代まで続く場合にそういったものがずっと残っていくと、例えばうちのおばあちゃんやおじいちゃんが米寿を迎えたときに市からこういうものをいただいたと、立派な、例えば今、杉材と申しましたが、別なものももしかすればあるかもしれませんが、あくまでもそういうものを、心のこもった言葉を入れたお祝い品を考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。11番土田議員。

○11番（土田祐輝議員） 特段反対するものではありませんけれども、説明の中で、公平性とか有効性とか必要性等々を考えて、今回このような提案をされたということには理解は示します。

ただ、100歳を50万から10万と、88歳の3万円から記念品という、余りにも能がないと思うのが正直な話であります。私だったら、このほかにもう一個加えます。110歳になったら110万円あげます。せ

めてハードルを少しずつ高くすることによって生きがいの創出につながるんじゃないのかと思っていますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 このお祝い金につきましては、高齢者福祉計画の中でやっていくわけですが、現在は第3期ですが、4月からは第4期ということで、介護保険事業計画と高齢者福祉の一般計画とあわせまして、3年計画の中でやっていくんですが、その中において、たまたもし見直しが必要であれば検討して見直しを図りたい、そういうふうに考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。8番菅原議員。

○8番(菅原恵悦議員) 事業仕分けからいろいろな、福祉事務所長さんのほうからお祝いの条例改正に当たってのお話がありましたけれども、これは枠配分という大変厳しい行財政改革の中の一端がここにあらわれているんだと、私はそうとらえております。やはり市民の皆さんには、いろいろな面で4年間の間、私から見ればし寄せがいろいろな形で出ております。その中の1つがこういうものであろうかと私は思っておりますけれども、財政のほうも含めながら、そういう観点に立った1つの、例えば福祉課なら福祉課の、21年の場合は13%減の枠配分とお聞きしておりますけれども、そういうのも相当影響したんじゃないかなとそう思っておりますけれども、その点についてお伺ひいたします。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 大体でありますけれども、今の長寿祝金の見直しによりまして1,900万ほどの財源が浮きました。それをほかの事業のほうに、例えばいつまでも生き生きと暮らせる事業ですとかそういういったものに、合計しますと2,000万余りの財源配分をさせていただきます。今、議員がおっしゃったように、確かに枠配分という中でやりくりしていかなければならないわけですので、どこに重点を置くか、どこをそうすれば削らなければならないのかということをいろいろ総合的に検討いたしまして、このような形にさせていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第16、議案第7号横手市個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 議案第7号横手市個人情報保護条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本案は、統計法の施行に伴い関係部分を整理するために改正しようとするものであります。

18ページをごらんいただきたいと思います。

18ページの上のほうであります。第20条関係、それから第25条関係は手続に関する事項を定めております。それから、37条第1項であります。これはこの個人情報保護条例を適用しない項目を定めておまして、この(1)、(2)、統計法に定めるこの部分については、個人情報保護条例を適用しないという定めであります。附則では施行日を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第17、議案第8号横手市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 議案第8号横手市移動通信用鉄塔施設設置条例の一部を改正する条例であります。山内平野沢地区に携帯電話用の鉄塔を設置し、エリアを拡大するために改正しようとするものであります。

20ページをごらんいただきたいと思います。

20ページの表にありますところに今設置しておまして、これによりましてドコモとauについて携帯電話エリアがこの平野沢地区周辺についてカバーできるということですので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第18、議案第9号横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 議案第9号横手市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例がありますが、平成19年度から合併後の職員の削減をより早く進めることも含めまして、あるいは職員が次の第二の人生に取り組みやすいようにすることも含めまして、早期退職制度を行っております。これは3年間の限定であります、この中では35歳以上の職員が早期に退職する場合に、退職金についてかさ上げをすることになっておりますが、この退職金かさ上げは、市の給料表の位置づけがなければ総合事務組合の退職手当が出ないということでありまして、これをカバーするための給料表の改正であります。

23ページをごらんいただきたいと思えます。

23ページの上のほうの表が従前のものでありまして、下から24ページにかけての表が改正後であります。これをちょっと比較して見ていただきたいんですが、上の表のほうで右から3列目のところ、一番下が44万4,100円となっているところでありまして、ここについては42万1,000円から44万4,100円までのところをとりまして、次のページの右から3列目、43万3,400円と43万7,100円を加えるような内容であります。以下、この表を比べていきまして、そういうふうな内容で加えておりまして、その10%加算に相当する分の給料表の該当する額の部分を加えようとするものでありますので、よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。17番寿松木議員。

○17番(寿松木孝議員) 今回のこの条例の中の基本的な部分ということで、関連してお聞きしたいと思えます。

合併時に、8市町村が一緒になったときに、この職級というものの基準が違っていたのではないかなというふうに私は認識しておったのですが、その中で、合併後、給与の是正もしたという話の中で、私から見るとまだ職級的な部分については当然直っていないのかなと、全部直り切らないでいたのかなというふうなことを踏まえた中で、今後直すといいますか、ある程度の基準で是正していくのか、またあと、これを施行するに当たって、例えば6級以上の部分で若干の不利益を得る人とかというのが出てこないかということも含めまして、そこら辺の経緯を少しご説明ください。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 今のご質問は、いわゆる合併に伴う格差についてということだとすれば、その合併に伴う格差というふうに認定したものについては全部終わりました。ただ、例えば同じ年齢で、同じような経験年数もある方で給料が違う人というのは幾らでもいるわけです。それを合併による格差ととらえるか、とらえないかということでありまして、それについては格差とはとらえないということにしております。

ただ1つだけ、合併前になかった福祉職とか、新たにできた給料表の部分で、同じような形で、合併時の格付の関係で個々に、前は上の方が二、三年したら逆になっていたとか、そういう個々のふぐあい

は多少出ていますので、それらは個別に直しておりますが、合併による固まりでは是正するとか、そういうものについてはすべて終わりましたので、今後やる予定はありません。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに。17番寿松木議員。

○17番(寿松木孝議員) 私の聞き方がまずかったのかもしれないですが、職級の等級の級数が違っていたというふうに認識しているんですよ。適用されていた級数の段階が各市町村によって若干のばらつきといいますか、適用されているものがあつたというふうに認識しています。それを個別に全部直すということは非常に難しいことなので、これは厳しいのかなというふうに思っているながら、先ほどお聞きしたんですよ。

まず、大まかなところでは直さなければいけないというふうな部分での一義的な部分は、直つたというふうには思っておりますが、現実になっていくと、さっき総務企画部長がおっしゃられた個別の本当にごく一例ということだけじゃなくて、やはり若いときからずっとやってきた中で等級制度が違うということは、ある程度の年代での等級間のずれというのはあつたというふうに私は認識しているんです。それがすべて直つたのかという部分はどうかということをお聞きしたんですが、いかがでしょうか。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 合併前に、例えば横手市が採用していた給料表は9級まであつて、町村のほうは8級までしかなかったというふうなことがございました。それから、例えば係長は横手市の場合は6級に格付されていましたが、町村によっては4級とか5級に格付されているというのがありました。その給料表があるときには、例えば課長職は、旧横手市では8級でしたが町村では7級の人もおりまして、一番最初には7級と、課長職も7級、8級のところに格付をしました。同じ課長でも複数あるということになっていました。それから、係長クラスでも複数あるということになっていましたが、今、給料は7級制に、そのときのが全く変わりましたので、今、例えば係長の人方は同じ給料表にすべて格付しています。例えば福祉関係は福祉関係のところに格付、主査級は主査級のところに、みんな一本化して格付していますので、今、給料表が変わつた中ではそういうものはございません。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第19、議案第10号横手市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 議案第10号横手市特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

す。

提案理由でございますが、特別会計を整理統合するため、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

28ページのほうをお願いします。

第1条の20号の前郷墓園造成事業特別会計を削除いたしまして一般会計に組み入れようとするものでございます。

また、16号の居宅介護支援事業特別会計と34号の地域包括支援センター事業特別会計を削除いたしまして、38号に新たに介護サービス事業特別会計を設置いたしまして、前の2会計を統合しようとするものでございます。

附則では、削除となる会計の経過措置及び資産、債権、債務の引き継ぎ先等を規定しております。

なお、簡易水道特別会計5会計につきましては、水道事業に統合されるため削除されますが、この後、議案第19号横手市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の附則第7項で改正案を上程しておりますので、以上よろしく願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第20、議案第11号横手市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 議案第11号横手市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

提案理由は、長期安定的な利用を可能とする行政財産の無償貸し付け等をできるようにするため、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

31ページのほうをお願いいたします。

改正案の内容は、第5条を追加いたしまして、行政財産の無償貸し付けまたは減額貸し付け等を規定しようとするものでございます。これまで普通財産に認められていた長期貸付契約が、自治法が改正されたことによりまして、行政財産でもできるようになりました。今後、合併等による庁舎の余裕スペース等について長期の貸付契約ができるわけなのでありますが、今回の条例改正では、第5条の1項で無償貸し付けや減額貸し付けができる相手を他の地方公共団体、あるいは自治法の施行令に掲げるものを規定しております。施行令で掲げるものとしたしましては、例えば土地開発公社等が考えられるのかな

と思っております。

また、第2項、第3項では、地上権と地役権を無償または減額して設定できる相手方を規定しております。施行期日は公布の日からであります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第21、議案第12号横手市営診療所設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第12号横手市営診療所設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、横手保健センター内に設置しております横手市横手診療所を廃止するため、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

廃止の理由でございますが、横手診療所を開設した目的は、1つには市の保健業務を行うこと、もう一つには合築した特別養護老人ホームすこやか横手の利用者の診療用として開設されたものでございますが、このたび、すこやか横手の運営主体でございます社会福祉法人ファミリーケアサービスがすこやか横手内に診療所を単独で開設するという事になったこと、またあわせて、診療所として一般の市民の方の利用がないことから廃止しようとするものでございます。あわせて条文の整備もいたしております。

なお、条例の施行日は平成21年4月1日からということになっております。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第22、議案第13号横手市集落排水施設条例及び横手市下水道条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第13号横手市集落排水施設条例及び横手市下水道条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由でございますが、市がメーターを設置し、集落排水区域及び下水道区域のメーター使用料を統一するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96号第1項第1号の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。

改正の趣旨でございますけれども、第1点目としましては、集落排水事業及び下水道事業において地域別となっていたメーター使用料の料金を統一しようとするものです。あわせて、これまでメーター使用料の規定のなかった地域、これは横手地域と大森地域になりますけれども、これについても規定するものでございます。

第2点目としましては、下水道に排除されない水がある場合のメーターの設置規定を新たに追加するものでございます。

36ページをお開きください。

第1条は、横手市集落排水施設条例の一部改正について規定するものでございます。主な改正点は、第14条1項中、第3号を第4号として、新たに3号を追加いたしまして、この中に、前2号のうち施設に排除されない水がある場合は水量を控除することができ、この場合において当該排除されない水量を確知するためのメーターを設置することができるとする規定を追加しております。

また、この場合のメーター設置について、第14条第2項1号にただし書きとして、市長が必要と認めるときは使用者と協議し、排水施設に設置することができるものとしています。

金額については別表第3のとおりであります。第14条第3項ただし書きに、別表第3に規定していない種類または排水設備に設置するメーターの使用料の額は、その都度協議し、定めるものとしております。

次に、第2条でございますけれども、横手市下水道条例の一部改正について規定してございまして、主な改正点は、第1条、集落排水施設条例の一部改正と同様でございます。別表第2に額を規定しております。

附則では、施行期日を平成21年4月1日と定めております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。20番石井議員。

○20番（石井正志議員） 下水道条例にかかわる問題として質問したいと思いますが、このたびこの議会を前にして、上下水道部長のほうから、10月31日に出した通達が議会のほうに報告になったようでありまして、私も見させていただきました。

ちょっとこの通達を見てございまして不可解な点もちょっとあるんですけれども、まず第1点お伺いしたいのは、下水道接続工事に当たって、浄化槽内の汚水の一部を下水道に無届けで排除した事例が明らか

かとなったと。したがって下水道条例で処分したというふうな内容でありますけれども、そもそも市長がちゃんとお認めになる業者であればこんなことはやらんと思うんですけれども、こういうずれが出たということですが、具体的にはどのような内容であったのか。それから、一応どこでやられたのか教えていただきたいと思います。

○田中敏雄 議長 上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 手元に資料がないので、期日等ははっきりしたところは記憶にたどって申し上げますけれども、これは19年11月ごろだと思いますけれども、これは市営の集合住宅がございまして、その下水道への接続工事の際のこのことです。その関係が、その接続に際して、市の発注した工事に対して下請の業者が浄化槽等の清掃廃止等の手続を請け負ったわけでございますけれども、その際、下水道のほうへ無届けで、浄化された水といいますか、従来であれば排水路へ流れる水を下水道のほうへ放流したというような内容になっておりまして、そういうことがございまして、そこら辺の経緯が昨年20年の夏ごろにいろいろ判明いたしまして、それに基づいて、市としまして無断届けで放流したということを処分いたしまして、5万円の過料の処分をしております。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 20番石井議員。

○20番（石井正志議員） 大ざっぱにはわかりましたけれども、市の集合住宅ということですが、集合住宅であればちょっとどこか特定していただきたいなど。なぜかという、どれくらいの汚泥が流されたのかということなども検討するとなると、そこら辺をひとつ教えていただきたいというふうに思います。

それから、条例によって5万円の過料の処分をしたということですが、条例の第何条に基づいて処分されたのか教えてください。

○田中敏雄 議長 建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 市営住宅の名称のお尋ねでございました。

朝日が丘住宅の、先ほど上下水道部長がお答えした合併浄化槽をやめて下水道に接続するというところで、合併浄化槽内の汚泥の搬出並びに清掃の業者委託を私のほうでいたしました。その際に発生した事故であります。

○田中敏雄 議長 上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 条例については、今ちょっと手元にないのであれなんです、いずれこの件については業者からも処分に当たって手続法の関係でいろいろ、この間の問題というのは19年でしたので、業者の排出の量、たしか下水に流したのは20数立米だったと思いますけれども、その排出量に基づいて処分をしたわけでございますが、条例の中には的確なその条例が、5万円を過料とするような条例と、ぴたっとするものがなかったわけですが、全体としてそういうことを届け出るべき、業者としてもそういうものを扱う業者でしたので、5万円の過料ということで処分させていただきました。

○田中敏雄 議長 ほかに。20番石井議員。

○20番(石井正志議員) ちょっとしつこいようですけれども、恐らく条例に該当する条例がなかったんだらうと思います。それはこの文書の中にちゃんと書いているわけですよ。なお書きのところに、浄化槽清掃により発生する収集汚泥については、法律に基づいて衛生センターに運搬処理すべきものであるとこういうふうになっているわけ。下水管には流してはいけないわけなんです。だから、あり得ないことなの、下水管に流すということは。ですから、それに該当するような処分が条例の中には出ていないだと私は思うんですよ。いわゆる法律違反ですよ、これは。そうじゃないでしょうか。

○田中敏雄 議長 上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 私どもとしましては、条例の26条第1項第7号の規定の中の、第12条の使用開始届け出の不実の記載ということで処分したわけでございます。

【「届け出があれば許可するとかあるんですか」と呼ぶ者あり】

○長里恒夫 上下水道部長 実際は届け出があれば、この際の排水については、これは業者が申し立てたところを今のところ信じるしかないわけですが、我々としては下水道に流してもいい水だったということで判断しております。

ただ、これは届け出が出ますと、それについて使用料が発生するわけでございまして、臨時的な使用も下水道としては認めているわけでございますので、その届け出がなかったということで我々は処分したということにしております。

以上です。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第23、議案第14号横手市農林産物加工施設設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。十文字町区長。

○田中邦廣 十文字町区長 ただいま議題となりました議案第14号横手市農林産物加工施設設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

このたびの改正は、条例により設置されております加工施設のうち、十文字農産物加工施設を廃止することとして、その該当部分を条例から削除するものでございます。具体的には別表から削除ということになりますけれども、この施設は、平成元年に主として農村婦人による農産物の加工品の研究開発及び技術の向上を目指す施設として、以前警察官駐在所であった建物を改造してつくった施設でござい

す。一昨年オープンしました道の駅まめでらが～には新しい加工施設が併設されておりまして、この施設は建物も古くなり、そして設備も老朽化したことから、廃止することとしたものでございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第24、議案第15号横手市道路占用等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第15号横手市道路占用等に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、道路法施行令の一部改正の施行に伴いまして、道路占用料等の額を変更するため現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正の内容につきまして、44ページをごらんいただきたいと思います。

今般の改正は、道路占用料等の減額の改正でございます。近年の全国的な地価水準の下落、あるいは市町村合併等々が大きく進展したことによりまして、国の道路法の施行令が、国土等の関係の施行令の占用料が変更になっておりますので、それに合わせて改正をしようとするものでございます。

ということで、第2条関係の別表の金額の変更であります。

代表的なところを申し上げますと、表中、上から2つ目の第2種電柱、改正では1本当たり970円というふうに定めておりますが、現行は1,600円であります。それから、1個飛びまして、第1種電話柱でありますけれども、改正の案としましては560円ありますが、現行930円ということで、ほとんど減額ということになる予定であります。

ちなみに、市全体の占用料等の影響額であります。本年度の調定額で申し上げますが、おおよそ3,570万ほど調定いたしております。新年度の当初予算では2,550万円を計上いたしておりますので、約1,000万円、率にしまして30%の減を見込んでおります。

以上が改正の内容であります。よろしくご審議願います。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第25、議案第16号横手市営住宅設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第16号横手市営住宅設置条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、大森地域にごございます松原団地住宅、1棟3戸であります。老朽化してまいりましたのでこれを廃止すると、そういう条例の内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第26、議案第17号横手市営住宅管理条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第17号横手市営住宅管理条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、市営住宅等から暴力団員を排除するため、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

内容につきましては、52ページをごらんいただきたいと思います。

1点目でございますが、市営住宅管理条例の一部改正であります。

第5条、これは入居者の資格のところ、4号といたしまして、入居の資格は暴力団員でないこととすることで、暴力団員でないことというのを加えております。

それから、第11条につきましては同居の承認でございます。これにつきましても、入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならないという一文を加えるものでございます。

次に、第12条でありますけれども、これは入居の承継ということでありまして、ここにつきましても暴力団員であるときは入居の承継はさせない、してはならない。あるいは36条につきましては、これは住宅の明け渡し請求の関係でありますけれども、第5号といたしまして、入居者または同居者が暴力団員であったときという1号を加えております。

次に、横手市特定公共賃貸住宅管理条例の一部改正であります。これにつきましても、市営住宅管

理条例に準じて暴力団員を入居させない、あるいは承継を認めない云々等々で、同様の趣旨で改正を行おうとするものでございます。

次に、54ページにございます下段のほうにあります。横手市定住促進住宅条例の一部改正につきましても同様の措置を講じようとするものでございます。

なお、本条例改正が認められました場合には、横手市と横手警察署双方におきまして、暴力団員の市営住宅等の使用制限に関する協定というものを4月1日付で、署と協定を結ぶ予定にいたしております。そういうことで、警察と行政が一体となって市営住宅等から暴力団を排除する、あるいは入居を認めないというような措置を講じようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第27、議案第18号横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 議案第18号横手市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

56ページをごらんいただきたいと思ひます。

横手市消防団員の給与等に関しましては、従来、横手市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の中に規定されておりました。その結果、現在、市の職員で消防団員もかなりの数がおられるわけですが、その方々にはこの活動の報酬が払われないうふうな状況になっておりました。今回、その非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例からその分を抜きまして、こちらのほうの条例に加えるものであります。これによりまして、市職員でも団員としての報酬を得て、その団が一致結束していろいろな活動ができるというふうな形になるというふうな考えまして、今回の改正を行いました。

なお、金額等、そういう内容については前の条例のところと全然変わっておりませんので、基本は職員にも団の報酬をお支払いして、団員として他の団員と一致結束して行動、活動ができるようにしようとするものでありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。17番寿松木議員。

○17番（寿松木孝議員） 大変ありがとうございますとございますか、こういう形であってほしいなというところでいろいろお話ししていた経緯もありましたので、非常にありがたい条例だなというふうに理解はしております。

その中で関連してとございますか、少しだけお聞きしたいのは、消防団員の報酬ということで源泉徴収がなされております。個人的な所得であるという考え方の中では当たり前かなというふうにも思われるわけですが、その実は、やはり消防団員の報酬というのは個人所得という意味合いのものよりは、やはり団の維持管理、また運営に使われているというふうなものであるというふうにも認識しております。この条例の中での質問としては若干ずれるわけですが、そこら辺を含めまして、この条例が非常にありがたかったということも含めまして、源泉徴収をされる部分につきまして、他近隣の自治体を含めたそういう対応はどうなっているのか、また、市の方向性としてはこれからどうしていくのかということをお聞きしたいというふうに思います。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 今議員がお話しされた実体的な部分としてはそういうことかもしれませんが、この報酬というのは個々に支払われるものでありまして、税法によって皆さん平等に取り扱うしか方法はございませんので、今のような形で進めざるを得ないということをぜひご理解いただきたいと思えます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第19号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第28、議案第19号横手市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第19号横手市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由ですが、横手市における簡易水道事業を廃止し、水道事業を統合するため、現行条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

改正内容を説明いたしますので、60ページをお開きください。

まず、第2条第3項中、給水人口7万3,410人から8万2,413人に、同条第4項中1日最大給水量を3万5,930立方メートルから4万796立方メートルに、第6号中議決を要する市の義務に属する損害賠償の

額を10万円以上から100万円以上に、水道事業の給水区域を別表60ページから63ページのとおり改めようとするものでございます。給水区域の見直し内容は、十文字睦合字福島地区を除き、これまでの簡易水道区域と未普及区域を編入して給水区域とするものでございます。

63ページをお開きください。

附則第1項では、施行期日を平成21年4月1日からとし、第2項では平成29年3月31日までは増田、平鹿、十文字及びこれまで簡易水道区域を簡易水道事業を読みかえ、地方公営企業法の全部を適用するものでございます。

附則第3項及び第4項は、平成19年に一部改正しました給水条例の経過措置の附則を、今回の給水区域の変更によりその一部を改正しようとするものでございます。

附則第5項から第16項までは、簡易水道事業の廃止に伴う関係条例の一部改正等で、簡水の決算方法、会計、基金の引き継ぎ及び条例廃止に伴う経過措置を規定しております。

第17項については、廃止前の簡易水道料金の経過措置の適用について規定するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第20号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第29、議案第20号横手市平鹿町里見財産区管理条例及び横手市醍醐財産区管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。平鹿町区長。

○佐藤昌男 平鹿町区長 議案第20号横手市平鹿町里見財産区管理条例及び横手市醍醐財産区管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例は、財産区管理条例の委員の選任方法の見直しを行うため、現行条例の一部を改正しようとするものであります。

69ページをお開き願います。

改正の内容であります。両管理条例とも、第3条から第1条で規定しております委員の選任方法を、選挙から住民の推薦者を市長が選任することに改正し、また、選挙管理事項を削除するものであります。

なお、附則では、経過措置として施行の際は現に委員の者は改正前の任期まで委員とすることにしてあります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第21号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第30、議案第21号横手市十文字共同福祉センター設置条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。十文字町区長。

○田中邦廣 十文字町区長 ただいま議題となりました議案第21号横手市十文字共同福祉センター設置条例を廃止する条例について説明いたします。

この施設は、中小企業従業員の福祉増進を図るため、雇用能力開発機構、当時の雇用促進事業団が地元商工業関係者の要望を受けて、昭和53年に建設した施設でございます。平成14年に雇用能力開発機構から旧十文字町に10万5,000円で譲渡されたものでございます。建築後30年を経過し、指定管理の契約がこの3月31日で満了となりますことから、現指定管理者であります増田十文字商工会から譲与を受けたい旨の申し出があり、いろいろ検討いたしました結果、申し出のとおり無償で譲与することとして、この設置条例を廃止しようとするものでございます。

譲与先である増田十文字商工会につきましては、この施設設置当初からの委託管理者でございまして、合併後は指定管理者として一貫してこの施設を良好に管理し、そしてここを拠点として事業を展開してきております。譲与するに当たりましては、中小企業従業員の福祉増進というこの施設の設置目的にかなった使用がなされる団体として、最も適した団体であると判断したものでございます。よろしくご審議くださいますよう、お願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

○田中敏雄 議長 議案第19号に対する答弁で、上下水道部長が答弁の修正を行いたいそうでありまして、発言を許可いたします。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 さっきの議案第19号で、67ページをお開きください。

67ページの最後の料金の特例というところがございます。ここを誤りまして17項と読んでしまいました。16項の間違いでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第31、議案第22号横手都市計画事業安田地区土地区画整理事業施行条例を廃止する条例を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第22号横手都市計画事業安田地区土地区画整理事業施行条例の廃止についてご説明申し上げます。

本案は、安田地区の土地区画整理事業が終了いたしましたので、本条例を廃止しようとするものでございます。

ちなみに、安田地区の区画整理事業は昭和63年の事業認可から約20年間を経て完了いたしております。その間、面積といたしましては約10.4ヘクタール、事業費約15億5,000万円を投じて完了いたしております。

以上で説明を終わります。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第32、議案第23号財産の譲与契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 議案第23号財産の譲与契約の締結についてご説明申し上げます。

提案の理由は、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

内容は、財産の名称が田久保温泉の温泉権並びに揚湯場施設1式でございます。契約の方法は随意契約であります。契約金額は無償であります。契約の相手方は札幌市に本社を置きます株式会社オークホテルで、平成20年1月に社会保険庁よりホールサムインよこでの譲渡を受けまして、現在、ホテルウェルネス横手路の施設所有者となっております法人でございます。

市の行財政改革と民間活力の利活用を推進するため、市で温泉を供給してございましたホテルウェルネス横手路が民間経営に移行したことに伴いまして、市民が温泉をできる機会を確保するという用途指定の条件を付して、田久保温泉の温泉権と揚湯場一式を温泉施設の所有者に譲与しようとするものでございます。よろしくご説明申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。32番赤川議員。

○32番（赤川堅一郎議員） この温泉は、市がお湯を供給しているということで誘致施設であるわけ
でございます。今度は民間に譲渡されたということで、温泉を無償譲渡するということでございますが、
例えば20年度の場合、年間のこの温泉の管理経費と収入、それと入湯税の収入などについて伺いたいと
思います。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 管理につきましては、ポンプ等の交換を2年に1回やってございます。それで、
それを平均しますと年間約200万ほどの経費がかかってございます。揚湯場の管理経費でございます。

それから、これに対しまして使用料月額17万円を相手方からいただいております。それから、入湯税
でございますが、平成18年度では約310万円、それから平成19年度では356万円ほど。それから平成20年
であります。ちょっと資料が古くてすみませんが、半年、10月まで513万円ほどいただいております。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 32番。

○32番（赤川堅一郎議員） 管理料以上にたくさん入っているわけですね、収入の面では。入湯税も大
分ふえているわけですが、この譲渡について、市のほうで譲渡の意思を表示したのか、あるいは相手方
のほうから譲渡の申し出があったのか、そこら辺の経過と同時に、そういうふうな過去の経過からして、
向こうのほうとこちらのほうとの交渉の経過など。

といいますのは、今、保養センターが非常にニュースになっております。横手の保養センターの場合
も全く同じようなケースであるわけでございますので、その辺について伺っておきます。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 温泉の経過もありますので、私からお答え申し上げます。

ホールサムインよこてを誘致するとき、温泉の供給は地元がやるということでありました。そして
そのときに、一番最初に言われたのは、どこの自治体もみんな無料ですよというふうに話をされました
が、当時は秋田県社会保険協会の経営計画に基づきまして、年間で80万円弱の温泉使用料をいただく
ということにしておりました。

ただ、経費は先ほど申し上げましたように平均して200万円であります。仮にポンプトラブルとい
うことになると、順調にあって平均200万円ですが、ポンプのトラブルになると1回上げ
だけで百数十万円かかるというふうなことで、いつどういうふうなことになるかわからないような施
設でしたので、一番最初はホールサムイン誘致のときに譲与をしないと、初めから。ポンプトラブルと
か、あるいはこの周辺の状況を見ますと、長い年月になりますと温泉をさらに掘り直しをしなければな
らないなど、かなりの経費がかかることが想定されておりましたので、そういう話をいたしました。が、
ホールサムインにおいては74万円を支払って、あとは全部市がやってください、経費がかなりかかるの
で市がやってくださいということでした。

今回、ウェルネス横手路になりましたが、この際ということで、一応管理利用に見合う分の温泉使用料はいただくことにしましたが、これとて順調に管理しておればそれでまず間に合うわけですが、仮にトラブルがあったということになりますと、相当の費用がまたかかりますということなどもありまして、きっちり温泉経営しているほうで源泉についてもしっかり管理できるようにしていただきたいということで交渉しましたところ、今回は了解していただきましたので、こういうふうな形でお願いしたいと思っています。

かんぼの宿についても、何年か前からかんぼの宿に全部施設を無料でお譲りしたいというふうな話をしておりましたが、いずれかなりの経費がかかる、あるいは突発的にどういうことが起きるかわからないというような状況の中で、かんぼの宿からはもらうという了解は得られないままに今まで来ております。

この温泉施設関係については、市が直営で経営している温泉については、源泉についてもみずから管理する必要があるかと思いますが、今回のようなかんぼの宿とかウェルネスのようなものについては、将来のことも見越しながら、できれば運営者が源泉もちゃんと管理する形で運営していただけるように進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。11番土田議員。

○11番（土田祐輝議員） 関連して、かんぼの宿について若干お伺いをしたいと思います。

今、盛んに問題になっておりまして、横手も一括の対象になっております。オリックスのさまざまな不透明な事件がありまして廃止になったわけですが、多分この横手で持っている源泉と上の建物というのは、私はセットだと思うんですよ。例えば上物だけオリックスがほかの業者に売って、源泉はまた別個だという話はないと思うので、多分そういう話というのは、かんぼの宿のほうから市のほうへ問い合わせなり話し合いの場が当然あることだと思うんですよ。そこら辺をちょっと、具体的なその動き、現状見通しについてお伺いをしたいと思います。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 実は、これは去年ですか、こういうお話があった段階で、先ほど総務企画部長が申したとおり、源泉についてもその建物の所有者で安全に管理してほしいという意思をかんぼのほうに伝えてございます。それで、かんぼでは全国のかんぼを一括で譲渡したいので、その相手方が決まり次第、その相手方と折衝しようという段階のままとまっております。この件に関しましては、横手のかんぼさんと協議の上で、とにかくまず相手方が決まらないことには先に進まない、という状態でストップしておりましたが、今、国のほうでもちょっと問題になっておる状態で、その行き先を見定めようとしている段階でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第33、議案第24号公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 議案第24号公の施設の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

本案は、昨年12月に集落多目的共同利用施設等設置条例の議決を得ました同施設の指定管理者を次のとおり指定しようとするものであります。

施設の名称でございますが、下開多目的集落集会所、指定する団体の名称でございますが下開交流館運営委員会、指定の期間は21年4月1日から28年3月31日までの7年間でございます。よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまより質疑を行います。質疑ありませんか。28番柿崎議員。

○28番(柿崎孝一議員) 1つ参考までにお伺いいたしますけれども、この下開多目的集落集会所というのは、いつの年代にどのような財源をもとにして建てられたものか、そして今現在の利用の状況やら、会計の状況はどのようなものになっているかお知らせください。

○田中敏雄 議長 雄物川町区長代理。

○石塚好明 雄物川町区長職務代理人 私のほうから説明いたします。

この施設でありますけれども、当初の予算では2,750万円ほど見ていますけれども、実質的には2,350万ほど、半額が国庫補助でございます。完成の時期でありますけれども、今月中に完成する予定でございます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。28番。

○28番(柿崎孝一議員) そうすると、その下開地区に初めて建設するということでしょうか。または新たに改築ということでこの集会所は建てられるのでしょうか。

○田中敏雄 議長 雄物川町区長代理。

○石塚好明 雄物川町区長職務代理人 もともと下開公民館がございましたけれども、老朽化が激しかったので、その同じ施設に今回つくることになったものでございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。8番菅原議員。

○8番(菅原恵悦議員) 今の件ですけれども、今の柿崎議員さんのほうに説明するのに、この手が大分建っておるわけなんです、雄物川に。ですから、できればこの施設はこういうふうにして使っている、これは今できたんですけれども、そのほかの例を挙げて何点か説明をお願いしたいと思います。

○田中敏雄 議長 雄物川町区長代理。

○石塚好明 雄物川町区長職務代理人 お答えいたします。

雄物川にはこの施設が今回で4棟目でございます。これで計画は終了することになってございますけれども、既存の施設につきましてもすべて指定管理していきまして、現実には集落内で管理している状況でございます。

以上であります。

○田中敏雄 議長 ほかに。16番。

○16番(齋藤光司議員) 実は集会所等、これについてはちゃんとした条例の中で補助金の額、率とか決まっているわけですよ。ただ、確かに有利な財源があって、それを当てはめてやると。各地区に当てはめてやる、それはいいんだけど、そうすることによってやはり今みたいな感じで指定管理、あるいは指定管理料が発生をすると。その地区の人たちは、要するに地区の財源が少なく、出しているところまでずっと有効利用というか、そういう部分で集会所が欲しいというところに、事業採択の部分にどうも不明要素がないか、要するに各地区公平で全員が手を挙げていて、いろいろなところ全員が手を挙げていて、その中でこの地区とこの地区とこの地区なら話はわかるけれども、集中的に雄物川というところにあるものだから、合併して4年になっていて、これはどういうことなのだという話の中での質問だと思います。そこの辺について明確にお答えください。

○田中敏雄 議長 総務企画部長。

○鈴木信好 総務企画部長 集会施設の全体的なもので申しますと、まず基本的に、集落で自分たちで建てるものには市の支援措置があります。それから、雄物川地区では、正式な事業名は忘れましたが木材何だかという国の地域の指定を受けていきまして、木材を多く使ってこういうふうな集会施設が建てられるというのがありました。今回はそれでやっていますが、実は裏負担分については、基本的に地域の人手から寄附していただいて、実質的な市のお金は入れないで、国のそういう制度を利用してできるようにしているというのであります。

それから、もちろん指定管理料もこの後も払いません。要は、何かそういう国の事業とかでやれるようなことができるとすれば地域にとっても有用ですので、市が実質的にお金を出さないような形で、地域と協力しながらものを進めていくということは、この後ももしかすれば出るかもしれませんが、今のところは雄物川であとは終わりです。だから、有利な財源がある場合にはそれを活用する方法、ただし、地元と協働して、市が実質的にはお金を出さなくてもやれる方法なども検討していきたいと思っておりますし、そういうふうな制度がなければ、市の補助事業、集落会館の補助事業で対応していかざるを得ないというのが実態ですので、指定管理料を払う予定はございませんので、どうかひとつよろしくお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第25号、議案第26号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第34、議案第25号市道路線の廃止についてと日程第35、議案第26号市道路線の認定についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、日程第34、日程第35を一括議題といたします。説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第25号市道路線の廃止について並びに議案第26号市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成17年10月1日の8市町村合併以前に、それぞれ8市町村で市町村道認定を行ってきたわけですが、合併後2カ年経過いたしました平成19年度から、それぞれ個別と申しますか、整備手法あるいは管理手法の異なっておりました市道の道路台帳につきまして、統合業務を行っております。19年、20年の2カ年間にわたりまして道路台帳の統合業務を行いまして、間もなくと申しますか、今年度末で統合作業が終了する見込みであります。そういう状況でありますので、一たん現在の市道全路線を廃止いたしまして、新たに新規にまた全路線を認定しようとするものでございます。そういうことで、新しい道路台帳につきましては、データをデジタル化いたしまして、当然仕様も全部一緒でありますので、そういうことで管理を円滑に行っていきたいということで考えております。

若干数字を申し上げます。廃止路線は4,354路線を廃止いたします。延長にいたしますと2,231キロメートル余りであります。次に、新たに認定しようとする路線につきましては4,391路線、延長にしまして2,240キロメートル余りあります。そういうことで、路線といたしましては37路線がふえます。延長につきましては、こちらのほうはメートルになりますが8,539メートル、延長もふえます。

1級、2級の関係で申し上げますと、1級路線につきましては155路線の認定ということで、現在の1級路線からしますと2路線減になります。2級につきましては150路線ですので、現在の市道の2級認定からしますと4路線ふえるという状況でございます。

そういうことで、ではなぜその増減があるのかというお話を若干説明させていただきますけれども、例えば旧市道と旧村道が延長では1路線だけですが、当然合併以前は行政区が違いますので市道何々路線、あるいは村道何々路線というのが存在しておりました。それらが今回は1本の路線に認定をしておりますので、そういうことでいきますと、認定路線は従前と比べますと減少になっております。

一方、開発行為ですとか、あるいはさまざまな事業で道路整備された路線について、あるいはいろいろな要因があるわけですが、認定漏れというのも今回の調査で判明をいたしておりますので、そういうことで路線として減ったところ、あるいは新たな路線として認定したところ等々ございまして、路線的にも延長的にもふえているというのが状況でございます。

そういうことで、膨大な認定路線の一覧と廃止路線の一覧をお手元に配付いたしておりますが、多分

今ちょっと手元にないと思いますので、突合はやろうかと思いましたが、見る場ないと思いますのでそれはやめますが、以上で説明を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第36、議案第27号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第27号秋田県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正についてご説明いたします。

今回の規約の変更につきましては、広域連合議会の議員について、現行規定では市長、町村長、市議会議員及び町村議会議員の4区分からそれぞれ6名ずつ、24名の方を全市町村議会で選挙する方式となっておりますが、この方式では各市町村議会での選挙が煩雑でありまして、また、全圏25市町村から議員が選出されないなどという問題点もあり、関係4団体との協議を経て、各市町村からおのおの1名ずつ、当該市町村議会において選挙を行い選出する方式に改めることになったものでありまして、広域連合規約の一部変更に関する関係市町村との協議について、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

規約変更の内容につきましてご説明いたしますので、次のページをお開き願います。

広域連合議会の組織を規定しております第7条第1項中の議員定数24人を25人に改め、当条第2項については区分ごとに議員数を定めていく規定を、関係市町村の長及び議会の議員により組織すると改めるものでございます。

次に、選挙方法を規定する第8条を、これまでの推薦候補者を全市町村議会の選挙を経て当選者を決定する規定から、各市町村長及び議会の議員のうちから当該関係市町村議会において1人を選挙する規定に改めるものでございます。

附則におきましては、この規約の施行期日と経過措置を定めております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第37、議案第28号平成20年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第28号平成20年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてご説明申し上げます。

本案は、平成20年度横手市一般会計からの繰入額2,518万5,000円以内を2,578万1,000円以内に改めようとするものでございます。

内容は、大沢地区において消火栓改修工事に伴う経費として59万6,000円を追加繰り入れするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第38、議案第29号平成20年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第29号平成20年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計への繰入額の変更についてご説明申し上げます。

本案は、平成20年度横手市一般会計からの繰入額1,292万円以内を1,877万9,000円以内に改めようとするものでございます。

内容は、繰り出し基準見込みに基づく一般会計との調整に伴い585万9,000円を追加繰り入れするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

暫時休憩いたします。

この後の開催時間を4時といたします。

午後 3時25分 休憩

午後 4時00分 再開

○田中敏雄 議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第39、議案第30号平成20年度横手市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

説明を求めます。財務部長。

○高橋健幸 財務部長 ただいま議題となりました議案第30号平成20年度横手市一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

補正予算書のほうをご準備お願いします。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2億6,651万9,000円を減額いたしまして、補正後の総額を492億8,412万5,000円に定めようとするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正でございますが、7ページのほうをお願いします。

7ページ、第2表のとおり、住民情報系運用管理ほか8件について、翌年度に繰り越して使用することができる経費を追加するとともに、林業施設災害復旧事業について減額見込みとなりましたので、金額を変更しようとするものでございます。

次に、第3条の債務負担行為の補正でございますが、8ページのほうをお願いします。

第3表のとおり、平成20年度農業経営基盤強化資金利子助成について追加するとともに、平成20年度奨学資金貸付金について限度額を変更しようとするものでございます。

次、第4条の地方債でございますが、9ページから11ページになります。

第4表地方債補正のとおり、大森中学校アスベスト対策事業ほか1件を追加いたしまして、議場放送施設整備事業ほか1件を廃止するとともに、10ページから11ページにありますように、移動通信用鉄塔施設整備事業ほか33件の限度額を変更しようとするものでございます。

それでは、歳入歳出の主な内容についてご説明申し上げます。

今回の補正は、事業費の確定や決算見込みによる減額、補助金や市債等の確定による財源振りかえをするための補正などが主なものでございます。

初めに歳出のほうから申し上げますので、33ページのほうをお願いいたします。

33ページ、2款総務費、1項総務管理費の7目企画費に生活バス路線運行費補助事業として4,205万6,000円を計上してございます。これは生活バス路線の運行経費の一部補助にかかわる事業費でございますが、事業費が確定したことにより増額でございます。補正後の補助金は1億4,846万1,000円と

なります。

次に、34ページでございますが、同じく10目の電算情報管理費では、移動通信用鉄塔施設整備事業で2,480万5,000円を減額しております。これは、山内上平野沢地区に建設しております鉄塔施設整備事業で事業費が確定したことに伴う契約差金などの減額でございます。補正後の事業費は6,171万9,000円となります。

次のページ、35ページでございますが、2款2項2目の賦課徴収費に地理情報システム構築事業で5,956万7,000円を減額しております。これは平成20年度の合併補助金を活用して事業を実施する計画でしたが、合併補助金の交付の枠の関係で、21年度で実施するよう計画を変更しておりますので、今回の現額となっております。

続きまして、ちょっと飛びまして39ページのほうをお願いします。

3款民生費に移ります。1項5目医療給付費で1,431万円を計上しております。これは福祉医療費の支出見込み額が予算額を上回る見込みとなったための増額でございます。

同じく6目の社会福祉施設費で特別養護老人ホーム特別会計繰出金に2億1,323万8,000円を計上しております。これは指定管理しております特別養護老人ホーム6施設の起債償還額について、特養特別会計で処理することとしたための繰出金の増額でございます。

43ページに移ります。

4款の衛生費でございます。1項6目後期高齢者医療広域連合費では、後期高齢者医療特別会計繰出金に1,961万6,000円を計上しております。これは保険基盤安定制度分の増額による繰出金の増額でございます。

44ページのほうに移ります。

8目の環境衛生費では、浄化槽設置整備事業から917万5,000円を減額しております。これは、浄化槽の設置補助金について、当初予算では5人槽5基、7人槽90基の計140基分としておりましたが、実績見込みが121基となったための減額でございます。

47ページのほうをお願いします。

47ページ、4項病院費、1目病院事業費では5億351万8,000円を減額しております。このうち4億9,650万円につきましては、市立横手病院増改築事業の継続費の補正により、平成20年度事業費が減額になったためのものでございます。

続きまして、49ページのほうに移ります。

6款農林水産業費、1項8目農地費では、農村総合整備事業から8,150万円を減額しております。これは平鹿地域の村づくり交付金事業で、事業用の用地取得について調整作業を行っておりまして、なお、時間を要することなどから今年度の事業費を減額しようとするものでございます。

続きまして、52ページの商工費に移りたいと思います。

7款1項2目商工業振興費に金融対策費として3,966万3,000円を計上しております。これはマル横

の保証料補給金に1,910万6,000円の追加補正と、利子補給補助金1,701万8,000円の追加補正などがございます。補正後の補助金の総額は1億2,971万9,000円となります。

同じく商工業振興費で、地域総合整備資金貸付事業として1億6,000万円を計上してございます。これは株式会社アキタ・アダマンドの工場増設によるふるさと融資分でございます。

続きまして、54ページの8款土木費に移りたいと思います。

8款2項道路橋りょう費、6目の雪対策費で除雪機械購入費から3,090万1,000円を減額してございます。これは事業費の確定に伴う減額でございます。平成20年度はドーザー2台、ロータリー車1台、小型ロータリー1台、グレーダー2台、凍結防止散布車1台を整備いたしまして、補正後の事業費は1億2,024万3,000円となります。

次の55ページに移りますが、4項の都市計画費、4目の都市計画総務費では、まちづくり交付金事業から6,460万9,000円を減額してございます。これは横手駅東西自由通路設計委託料などの事業費の精査による減額分などでございます。

次のページでございますが、同じく都市計画費の5目下水道費では、下水道事業特別会計繰出金1億3,535万4,000円を減額してございます。これは下水道事業の事業決定見込みと下水道事業特別会計において繰越金を予算化したことなどによる繰出金の減額でございます。

同じく7目の市街地整備費では、横手駅前活性化対策事業費で1億1,794万9,000円を増額してございます。これは国の2次補正予算で都市地域緊急促進事業として、市街地再開発組合が負担する事業費の11.5%に補助金が交付されることとなったため、組合への補助金を増額しようとするものでございます。

続きまして、60ページをお願いします。

60ページの10款教育費に移ります。3項中学校費、1目学校管理費に、中学校管理費として1,680万円を計上してございます。これは大森中学校1階音楽室と3階の集会室の天井裏、アスベストを除去する工事費でございまして、来年度に繰り越して事業を実施しようとするものでございます。同じく中学校改築事業として3億6,122万5,000円を計上してございます。これは学校耐震診断で改築が必要とされました山内中学校の教室棟を改築するもので、この事業も同じく来年度に繰り越して実施しようとするものでございます。

61ページのほうに移りまして、5項保健体育費、3目体育施設費では、体育施設総務費で1億69万7,000円を減額してございます。このうち9,840万円につきましては横手体育館のアスベスト除去工事の請負差金の減でございます。

62ページに移りまして、4目学校給食費、大雄学校給食センター費として2,130万円を計上してございます。これは財団法人大雄学校給食協会が平成21年中に解散するための補助金でございます。

続きまして、63ページをごらんください。

12款公債費、1項公債費の元金では1億7,256万8,000円、利子からは6,000万2,000円を減額してございます。これは指定管理している特別養護老人ホームの償還金について、特別会計のほうで償還するこ

ととしたための減額でございます。

64ページの13款諸支出金、1項1目の土地取得費で、一般財源分として3,435万2,000円を計上してございます。これは供用済み土地について横手市土地開発公社からの土地を取得するための経費でございます。

同じく2項1目の財政調整基金費に、財政調整基金の積立金としまして4億6,173万8,000円を計上してございます。

次に、歳入のほうに移りたいと思いますので、前に戻りまして14ページのほうをお願い申し上げます。

14ページ、各款ごとの歳入は各欄の補正額の欄のとおりでございますが、1款市税に7,436万6,000円を計上してございます。このうち増額分は、個人市民税で課税所得が当初見込みを上回ったことや、税源移譲による調整措置としての所得変動分の住民税控除の影響額が当初見込みより少なかったことなどによりまして、1億3,248万6,000円の増額でございます。一方、減額分の方は、法人市民税におきまして企業収益の悪化等により5,532万5,000円の減額見込みとなっております。

14款国庫支出金では1億8,169万4,000円を計上してございます。これは合併市町村補助金、雪寒機械整備事業補助金などの減額があったものでありますが、市街地再開発事業補助金が1億5,768万9,000円、安全・安心な学校づくり交付金が1億2,676万2,000円の増額となったことなどによる増額でございます。

16款の財産収入では3,431万2,000円を計上してございます。これは普通財産や用途廃止した公共財産などの土地売却収入が主なものでございます。

20款の市債では5億2,680万円を減額してございます。これは事業費の確定に伴う起債の減額でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。14番近江議員。

○14番(近江湖静議員) 簡潔に2款ぐらいお尋ねをしておきます。

1款目は、38ページの民生費の関係の4目の高齢者福祉、本年度ほぼ確定をしたと思われまして、新年度の予算の関係なり、介護事業計画なり、高齢者福祉計画に関連がありますので、整合性を求めるためにお尋ねしますが、この中で敬老事業が70万ほど減額になっております。1,300万程度の予算だと思えます。2つ目は、老人クラブ関係費について47万ほど減額になっております。その減額された事業、節約なり、あるいはその他省略があると思えますけれども、その内容を。3点目は、問題がある入浴券支給事業であります。これが75万程度増額補正ということですが、600万程度の予算だと思えますけれども、これは大きく使われております、大変結構なことでありまして、その入浴事業の人数なり具体的内容について聞いておきます。

もう一款、歳入であります。16ページの、先ほど説明があった市民税の個人分、1億3,000万は大変結構なことでありまして、喜ばしいことではございますが、全体的に30億になりましたので、大変な個人住民税の増になります、当初予算より。所得変更分という説明がありました、あるいは国の税源譲渡との関

係もありましたので、その点について、当初見積もりより、私もよくわかりませんが、国からの税源移譲ということで2年ぐらい前にいろいろ混乱が起きました。そういう意味で、当市においては積算のときとどのように税源移譲が変わってきたのか、それをちょっと勉強のために教えてください。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 まず老人クラブの減額であります、これは老人クラブの数の減少、単位老人クラブの数の減少による減額であります。

それから、入浴の人数のほうですが、大変申しわけございません、手元に人数の資料がございませんので、急ぎ調べましてご答弁申し上げたいと思います。

それから、敬老事業の実績、大変申しわけありません、敬老事業につきましては事業実績によるものでありますけれども、実際に予定した事業がいろいろな状況から行われなかったことによる減額でございます。

以上でございます。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 市税の関係でございますが、実際の所得割の減が当初見込みより少ない、その影響額が約7,000万円ほど、それから、所得変動分の国の税源移譲については、国の所得税の減額分と住民税の増額分は同じになるというそういう基本でございましたが、その関係上でどの程度見積もるといのは大変困難でございました。その関係の所得変動分の見積もりで違った分が同じく約七、八千万円、そういうことでその住民個人税分で合わせて1億3,000万円何がしの増と、そういうことになったわけでございます。

○田中敏雄 議長 福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 大変申しわけございませんでした、高齢者入浴券の事業の増のあれですけれども、187人の増加による増額でございます。大変失礼いたしました。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。4番佐藤議員。

○4番（佐藤誠洋議員） 全体的なお話ですけれども、この時期になると毎年事業費の確定、請負差額ということで、非常に大きな金額が減額になるわけですけれども、この点につきまして、今ちょうど、この後当初予算のお話になるわけですけれども、非常に皆さん頑張って各担当者が積算をされて、きちぎちの予算をつくるわけですけれども、年間を通じると、予定価格を下回るような契約も相当見受けられるわけです。

こういう中で、市の予算編成する際に、現状と市の職員の試算というのはどのようになっているのか、ちょっとその辺がよく理解できないですけれども、業者のほうをきちぎちに頑張ってもらって予定価と、結果的に請負差額がこれだけ出てきたのか、あるいは市の職員の積算がちょっと甘いのか、それでいて、最後の最後に財調で調整して予算をつくってくると。財務のほうにしてみれば、ちょうど確定申告をやって税金が戻ってくるようなうれしさはあるかもしれませんが、足りないよりはいい

かもしれませんが、いつもぎちぎちの予算をやっている割には最後になるとこういうふうに請負差額がたくさん出てくるというのは、非常にもう少し正確さを出すべきじゃないかと思うんですけども、その点についてお伺いします。

○田中敏雄 議長 財務部長。

○高橋健幸 財務部長 結果として、請負差金が多額に出るとするのは決して望ましいことではないと、私はそう思います。ただ、積算の段階で甘かったのかと、そうも私は思いません。

というのは、業者の方も予定価格というか、市側の積算と業者側の積算はほぼ一致していると思います。ということは、こういう経済情勢で業者の方がかなり頑張っているのかなと。言葉を裏返しすると無理しているのかなと、その結果のあらわれが多分に出ているものだと理解して分析してございます。

○田中敏雄 議長 ほかに。4番。

○4番(佐藤誠洋議員) せっかくですので市長にちょっとお尋ねいたしますけれども、今、既存の業者を非常に育成すると、何とか頑張ってもらおうというような緊急対策事業をやっているわけですが、今、21年度の予算ができていますけれども、この予算に関しましては、業者の頑張りとか、そういう過度な競争についての、そういったことについての指導なり何か助言とか、ご自身のお考えとかというのは何か反映されたわけでしょうか。それとも、今までどおり一生懸命、横手市を含めた、他市も含めた中でいろいろな競争をしていただきたいと、そういうふうな形だったのでしょうか、その点は。

○田中敏雄 議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 財務部長がお答えしましたとおり、担当課での積算をもとにして予算は組むわけでございます。それがどの程度の線で落札されるかというのは、当然想定できる範囲ではないわけでございますので、したがって、担当課の積算の適正として予算計上するというところで進めてございます。予算編成上はそうでございます。

ただ、業界の最近の過度の競争については、大変私どもも憂えるところがございます。いい仕事をもらえるか、あるいは企業としてこれからもそういう価格で存続できるかどうかというのは心配いたしております。そういうことの懸念はいろいろな機会でお伝えしているところでございますが、なかなかその辺に対しての対応がまちまちと申しますか、我々が望むようなほうには向いていないというところが現状だと思っています。しかし、依然として心配だなという思いを持っているところでございますが、残念ながら市として、今の段階でそれ以上のこと、総合入札方式の導入等々の検討は進めておりますので、そういう中でもう少し適正な入札の姿というものの模索はこれからも調べて実践をしていかなければいけない、そのように思っている次第でございます。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 先ほどの近江議員の質問の敬老事業で、ちょっと答弁の仕方に誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思っております。

事業もそうなんですけれども、敬老会の会場等々の借り上げの見直しによるもので減額という

ことでございます。ちなみに、開催事業の単価につきましては減額はいたしておりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

○田中敏雄 議長 ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

平成20年度横手市一般会計補正予算（第7号）は、34人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審議することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 ご異議なしと認めます。したがって、本補正予算は34人の委員で構成する一般会計予算特別委員会を設置し、この特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

ただいま設置されました一般会計予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議員全員の34人を議長が指名いたします。

◎会議時間の延長

○田中敏雄 議長 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第40、議案第31号平成20年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第31号平成20年度横手市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,755万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を112億7,355万円に改めようとするものでございます。

歳出から説明いたします。9ページをお願いいたします。

2款1項2目の退職被保険者等療養給付費は5,125万4,000円の増額補正をいたしております。これは6月補正時の保険給付費見込み額を上回る状況で医療費が伸びておりまして、特に12月診療分の保険給付費が34%増になっていることから、今後の支払額を見込んでの増額補正でございます。

次に、4目退職被保険者等療養費も、同様に12月、1月の支給状況が45%増となっていることから、今後の支払額を見込みまして107万8,000円の増額の補正をいたしております。

次に、2項1目の一般被保険者高額療養費ですが、4,532万円の増額補正をいたしております。これもまた12月、1月の支給状況が22%増となっていることから、今後の支払額を見込んでの増額補正で

ございます。

このたびの保険給付費の補正につきましては、4月からの制度改革によりこれまでの実績数値がなかったため、それから、支払い見込み額の推計がそういう点で大変難しい状況にありましたので、このような補正になったということをご理解いただきたいと思います。

次のページをお開き願います。

7款1項4目の保険財政共同安定化事業拠出金ですが、2,382万6,000円の増額補正をいたしております。これは、全圏の対象医療費が伸びていることから、国保連合会が再計算をした拠出額に基づく増額補正でございます。

次に、11款2項にもこの直営診療施設勘定繰出金は29万2,000円の補正をいたしております。これはご承知のとおり、市立大森病院が実施いたしております生活習慣病等の健康管理事業にかかわる国庫補助金を繰り出しするための補正でございます。

次に、歳入の説明をいたします。

7ページ、歳入ですが、3款1項1目療養給付費等負担金の1,540万8,000円の増額補正、並びに3款2項1目財政調整交付金437万円の増額補正につきましては、一般被保険者高額療養費の増額に伴う国庫負担金、それから普通調整交付金等の補正でございます。

次に、4款1項1目療養給付費等交付金は5,233万2,000円の増額補正をいたしております。これは退職者にかかわる保険給付費の増額に伴うもので、支払基金からの交付金の補正でございます。

次のページですが、6款2項2目財政調整交付金は317万2,000円の増額補正をいたしております。これは一般被保険者の高額療養費の増額に伴う県調整交付金の増額補正でございまして、また、7款1項2目保険財政共同安定化事業交付金の2,144万3,000円の増額補正につきましても、保険財政共同安定化事業拠出金の増額補正に伴うものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第41、議案第32号平成20年度横手市老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第32号平成20年度横手市老人保健特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億9,620万6,000円に改めようとするものでございます。

7ページをお開き願います。

歳出です。1款1項1目の療養給付費は、第三者納付金等の収入による財源振りかえでございまして、

次に、2款2項1目一般会計繰入金は2万6,000円の増額補正をいたしております。これは、平成19年度医療費の市負担分、12分の1の負担ですけれども、その繰入金の確定に伴う補正でございまして、

それから、歳入ですが5ページです。

1款の医療費交付金、2款医療費負担金、それから3款老人医療費負担金、4款一般会計繰入金は、いずれも現年度分は第三者納付金等の増額に伴う負担率に応じました減額補正と、過年度分につきましては、平成19年度交付金並びに負担金の確定によるものでございまして、

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第42、議案第33号平成20年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉環境部長。

○佐々木久雄 福祉環境部長 ただいま議題となりました議案第33号平成20年度横手市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条では、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億103万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を7億9,459万6,000円に改めようとするものでございまして、

歳出から説明いたします。7ページをお願いいたします。

1款2項1目の徴収費は31万円の増額補正をいたしております。これは保険料の納付方法について、平成21年度から年金からの特別徴収と口座振替のどちらでも自由に選択できるよう変更されたため、加入者への通知等にかかわる経費の補正でございまして、

次に、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は2億41万1,000円の減額補正をいたしております。内容につきましては歳入のほうでご説明いたします。

歳入のほう、5ページをお願いいたします。

1款1項1目特別徴収保険料は3億210万円の減額をいたしております。また、2目の普通徴収保険料は8,010万円の増額補正、合計で2億2,200万円の減額となっております。これは1月現在の保険料の

調定実績に基づき、今回補正をいたしております。

当初予算の保険料は、広域連合が算定した保険料を計上いたしておりましたが、その後、社会保険等の被扶養者への保険料半年間凍結、それからさらに残りの半年間を9割軽減する特別措置の実施、また、7割軽減者に対し8.5割軽減への拡大、それから所得金額が58万以下の方に対する所得割の一律5割軽減など、低所得者に対する特別軽減措置が実施されたことなどによるものでございます。

普通徴収保険料の増につきましては、当初予算において特別徴収と普通徴収の区分割合を、介護保険料を参考に、特別徴収93.7%、普通徴収を6.3%といたしておりましたが、平成19年10月以降に75歳に到達した方、横手市の場合は953人いらっしゃいますが、その方の特別徴収が、特別徴収依頼の事務処理の関係から10月からとなったこと、また、特別徴収から口座振替、これは174人の方がいらっしゃいます。納付方法が変更できる改正などにより、普通徴収の保険料収入が20ポイント増加いたしまして、26.3%になったことによる増額補正でございます。

それから、2目保険基盤安定繰入金は2,158万7,000円の増額補正をいたしております。保険料軽減額の確定見込みによる補正でございますが、軽減対象者は1万2,172人で、被保険者の約7割となっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第43、議案第34号平成20年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第34号平成20年度横手市介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

特別会計の1ページをごらん願います。

本案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,532万3,000円を減額し、総額を75億8,976万5,000円に改めようとするものでございます。今回の補正は、地域支援事業費の減額などが主な内容でございます。

それでは歳出からご説明申し上げますので、10ページをごらん願います。

4款準備基金積立金に126万4,000円を計上いたしております。これは準備基金利子収入分を積み立てするものであります。この積み立てにより、準備基金の年度末の残高は2億4,743万8,000円の見込みとなっております。

次に、5款地域支援事業費についてですが、1項介護予防事業費から2,779万6,000円を減額いたしております。これは要介護状態になるおそれのある特定高齢者を把握するために、特定健診と一緒にチェックリスト作成を秋田県総合保健事業団と平鹿病院へ委託し実施した事業であります。初めての事業であり、当初予算は健診内容と受診率など、国の試算をもとに予算措置いたしました。実績見込みには差が出たものでございます。また、通所型介護予防事業の拠点について増設を計画いたしましたが、既存の3拠点で賄うことができたことや、健康の駅事業において雄物川のえがおの丘のプールを活用し、運動機能向上のモデル事業開始により、その効果を検証して、新たに新年度に検討することにしたことによるものでございます。

次に、11ページをごらん願います。

同じく2項2目総合相談事業費から623万1,000円を減額いたしております。これは在宅介護支援センターによる地域の実態把握の業務を委託によらず地域包括支援センター等の職員が実施したことや、社会福祉協議会からの派遣職員1名が途中で帰任したことによる人件費の減額、また、増田町在宅介護支援センターが指定管理に移行したことによる減額であります。

また、3目の権利擁護事業や、4目の包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費などにつきましても、実績見込みに合わせた減額を行い、2項全体では869万1,000円を減額しようとするものであります。

また、3項の継続的評価分析支援事業の歳出組み替えにつきましては、介護予防についての評価分析を平成19年度から平成20年度までの2年間にわたって継続的に実施する国の100%補助事業でございますが、年度内の実施期間が延びたことによる追加実施分として、個人情報整理に係る経費などについて組み替えするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、前に戻りまして6ページの事項別明細書、歳入の表をごらんいただきたいと思っております。

1款介護保険料については、被保険者数や所得分との推移などの実情を勘案いたしまして、21年度当初予算額との調整を図るものであります。転出や死亡などにより、当初予算編成時よりも被保険者数が約100名少なく推移したことから100万円減額し、10億3,815万2,000円としております。

2款使用料及び手数料は、介護予防事業などの利用料にかかわるものですが、特に通所型介護予防事業では、シルバーエリアと新規参入事業所の2カ所で事業展開できなかったことや、利用見込み者数と実績の差などから230万1,000円を減額いたしております。

また、3款国庫支出金から989万4,000円、4款支払基金交付金から790万3,000円、5款県支出金から494万7,000円を減額いたしておりますが、それぞれ地域支援事業の実績見込みによる法定負担分の減額であります。

6款財産収入は126万4,000円の増額でございますけれども、歳出の4款基金積立金に対応するものでございます。

8款繰入金につきましては、市の法定負担の減額が主な要因で、一般会計繰入金が504万7,000円の減

額、また、基金からの繰入金は549万5,000円の減額というふうになっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第44、議案第35号平成20年度横手市地域包括支援センター事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第35号平成20年度横手市地域包括支援センター事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

特別会計の1ページをごらん願ひます。

本案は、平成20年度横手市地域包括支援センター事業特別会計予算の歳入歳出予算の総額からそれぞれ186万1,000円を減額し、補正後の総額を1,902万6,000円に改めようとするものであります。

第2条では、債務負担行為の補正を定めております。

3ページをごらん願ひます。

2件の補正を行っておりますが、公用車リースは入札による契約額の確定額に伴って、限度額を補正前の390万4,000円から267万4,000円に改めるものであります。電算システムにつきましては、当初7台の増設を予定しておりましたが、実際の職員配置に合わせまして限度額を560万4,000円から331万5,000円に改めるものであります。当初、7名増員を想定しておりましたが、実際の配置が5名ということで減額してございます。

このたびの補正につきましては、やはり事業実績の見込みに伴う予算の増減であります。

初めに、歳出の主な内容でございますが、8ページをごらん願ひます。

1款1項1目介護予防支援事業から186万1,000円を減額いたしております。これは、介護予防支援計画作成について1,500件程度の委託増加が見込まれることから、委託料101万6,000円の増額と、介護予防支援システム、それから公用車リースの契約額の確定による使用料151万6,000円の減額などによるものであります。

次に、歳入であります。前に戻りまして6ページの補正予算事項別明細書、歳入の表をごらん願ひます。

1款サービス収入や繰入金などから合わせて266万7,000円を減額し、また、繰越金に80万6,000円を計上し、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第45、議案第36号平成20年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第36号平成20年度横手市特別養護老人ホーム特別会計補正予算（第4号）についてご説明申し上げます。

特別会計の1ページをごらん願ひます。

本案は、平成20年度横手市特別養護老人ホーム特別会計予算の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,432万9,000円を追加し、補正後の総額を11億92万4,000円に改めようとするものであります。

このたびの補正は、事業実績の見込みに伴う減額と、先ほど財務部長がご説明申し上げましたけれども、一般会計で処理をしていた指定管理施設の公債費を特別会計で処理するために予算を移行しようとするものであります。

初めに、歳出でございますが、11ページをごらん願ひます。

1款1項1目一般管理費から1,763万9,000円を減額いたしております。これは、白寿園や指定管理移行に伴う4施設の施設維持管理にかかわる需用費などの見込みによる減額でございます。

また、11ページから12ページにかけてですが、2款サービス事業費から合わせて2,105万7,000円を減額いたしております。これにつきましても、白寿園や指定管理移行に伴う4施設などの通所短期入所、施設介護サービスの非常勤職員の途中退職に伴う減額です。あるいは賄い材料など、施設の利用見込みによる減額などがございます。

次に、13ページをごらん願ひます。

3款公債費に、元利償還金合わせまして2億1,302万5,000円を計上いたしております。これは指定管理施設のすこやか大雄、平寿苑、それから、昨年7月に指定管理に移行しました4施設の建設債務等の公債費を一般会計から移行し、特養特会で処理するために追加するものであります。

次に、歳入ですが、前に戻りまして6ページの補正予算事項別明細書、歳入の表をごらん願ひます。

4款繰入金には、公債費の予算移行などに対応する2億1,323万8,000円を計上し、また、繰越金4,122万1,000円を減額いたしております。このほか、施設のサービス収入などの増減により収支の均衡を図ってございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第46、議案第37号平成20年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○奥清治 福祉事務所長 ただいま議題となりました議案第37号平成20年度横手市介護老人保健施設特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

特別会計の1ページをごらん願ひます。

本案は、平成20年度横手市介護老人保健施設特別会計の歳入歳出予算の総額からそれぞれ648万1,000円を減額し、補正後の総額を4億5,904万7,000円に改めようとするものでございます。このための補正も、これも事業の実績見込みによる減額でございます。

初めに7ページをごらん願ひます。

歳出であります、1款1項1目一般管理費から161万円を減額いたしております。これは職員人件費や需要費の減額などであります。

2款1項1目施設介護サービス事業費から502万円を減額いたしております。これは非常勤職員の途中退職による報酬ですが、施設入所にかかわる給食事業の委託料などの減額であります。

次に8ページですが、同じく2項2目短期入所療養介護事業費に79万円を計上いたしております。これは短期入所利用者の増による給食事業委託料を追加するものであります。1日当たり7人を見込んでおりますが、実績で9人というようなことで増額いたしております。

次に歳入ですが、前に戻りまして4ページの補正予算事項別明細書、歳入の表をごらん願ひます。

1款サービス収入から2,228万3,000円を減額いたしております。これは通所リハビリテーション利用者の減による520万円の減額と、一般入所の空きベッド、当初7床の予定をしておりましたのが、実績9床ということで、これの短期入所介護士の収入980万6,000円の増額分を差し引きしました居宅介護サービス費の収入464万6,000円の追加、また施設介護サービス費収入や自己負担金から合わせて2,692万9,000円を減額いたしましたものでございます。

一方、歳入の不足分につきましては、財源調整として3款繰越金に1,551万5,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○田中敏雄 議長 質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第47、議案第38号平成20年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。産業経済部長。

○藤井孝芳 産業経済部長 議案第38号平成20年度横手市市営温泉施設特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出の総額からそれぞれ604万2,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ8億1,421万4,000円に改めようとするものであります。

次の2ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入でございますが、実績見込みによる調整でございます。1款の事業収入といたしまして527万8,000円の減額。

3款の繰入金でございますが863万9,000円の減額。

それから、4款の繰越金が764万8,000円でございます。

歳出でございますが、9ページをお開きいただきたいと思います。

1款の施設経営といたしまして、3目のさくら荘で42万9,000円の補正、4目のゆっふるでは824万1,000円の減額でございます。

なお、3款の予備費の177万円は、さくら荘の分でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中敏雄 議長 質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は産業経済常任委員会に付託いたします。

◎議案第39号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第48、議案第39号平成20年度横手市平鹿地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第39号平成20年度横手市平鹿地域簡易水道事

業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出の総額からそれぞれ213万円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を1億750万円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、8ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の213万円の減額は、手数料20万円の減額と、簡易水道の法適化に伴う資産評価委託料の請負差金193万円の減額によるものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページをお開きください。

事項別明細書、総括でございます。

1款の分担金及び負担金、それから2款の使用料及び手数料については、決算見込みによる増減となっております。

それから、3款繰入金349万3,000円の減額でございますが、これは一般会計の繰出金の減額でございます。繰り出し基準見込みに基づく他会計との調整分によるものでございます。

それから、4款繰越金でございますが、これは19年度決算に伴う繰越金でございます。今回262万1,000円の増額をさせていただいています。歳入不足分の補てんに伴うものでございます。

5款諸収入につきましては167万3,000円の減額をしてございまして、これは県営事業で里見地区の経営体育成基盤整備事業が翌年度以降の実施となったために、当初予算措置していた保証金額を減額補正しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○田中敏雄 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第49、議案第40号平成20年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第40号平成20年度横手市雄物川地域簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出の総額からそれぞれ1,071万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を1億6,008万8,000円に改めようとするものでございます。

歳出から説明いたしますので、9ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の1,100万円の減額でございます。これは水質調査業務委託を当初実施する

ということでしたけれども、翌年度以降に実施することとしたことによるものでございます。

2款1項1目維持管理費は、消火栓修繕分の一般会計繰入金を充当することによる財源振りかえでございませう。

3款1項2目公債費、6万5,000円の減額でございますが、19年度債の借り入れ利率確定による減額となっております。

10ページをお開きください。

4款1項1目財政調整基金費35万3,000円を増額しております。これは財政調整基金の利子の見込みによる増額となっております。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、6ページの事項別明細書の総括をごらんいただきたいと思ひます。

2款使用料及び手数料の減額でございます。水道使用料として421万7,000円を減額しております。

3款として財産収入、これについては利子及び配当金35万3,000円を増額、決算見込みによるものでございませう。

それから、4款繰入金でございますが、これは一般会計からの繰入金59万6,000円を増額しております、消火栓修理等に基づく繰入金の増によるものでございませう。

同じく2項の繰入金の中には基金繰入金725万6,000円の減額となっております、歳入総額を調整することのための減額でございます。

それから、6款諸収入でございますが、この中の雑入として18万8,000円を減額しております。この減額については、沼館地区経営体育成基盤整備事業保証金の見込みによるものでございませう。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○田中敏雄 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第50、議案第41号平成20年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第41号平成20年度横手市大森地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条でございますが、歳入歳出の総額から193万円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を8,305万6,000円に改めようとするものでございませう。

歳出からご説明申し上げますので、5ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の193万円の減額でございます。これは簡易水道の法適化に伴う資産評価委託料の実績に基づく減額となっております。

同じページの歳入でございますが、歳入について申し上げますと、2款1項1目水道料について93万円の減額、これは決算見込みによる減額となっております。

それから、3款の1項1目の一般会計繰入金100万円、これについても繰り出し基準に基づく他会計との調整分によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○田中敏雄 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第42号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第51、議案第42号平成20年度横手市十文字地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第42号平成20年度横手市十文字地域簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条でございますが、歳入歳出の総額からそれぞれ194万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を2,517万6,000円に改めようとするものでございます。

歳出からご説明いたしますので、7ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費の193万円の減額でございますが、これは先ほどの会計と同じように、簡易水道の法適化に伴う資産評価委託料の実績に基づく減額となっております。

3款1項1目基金積立金1万8,000円の減額は、財政調整基金利子見込みに伴う積立金の補正でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。4ページをお開きください。

事項別明細書の関係でございますが、1款の加入金及び負担金、ここでは5万3,000円を増額しております。水道加入金の決算見込みによる増額となっております。

2款使用料及び手数料、これについては水道使用料に65万1,000円の減額、2項1目の検査手数料に3万4,000円の増額、いずれも決算見込みによるものでございます。

3款財産収入の減額につきましては、利子及び配当金の減額でございます。

4款繰入金につきましては、136万6,000円を減額いたしておりますけれども、一般会計繰入金の減額

となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○田中敏雄 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第52、議案第43号平成20年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第43号平成20年度横手市山内地域簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条でございますが、歳入歳出の総額からそれぞれ297万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を2億51万6,000円に改めようとするものでございます。

第2条は、地方債の借り入れ限度額の変更でございます。

3ページをお開きください。

これは事業確定見込みに基づき、過疎対策事業債の現年度額を10万円減じまして、総額を285万円に改めようとするものでございます。利率、償還方法等に変更はございません。

次に、歳出をご説明いたしますので、9ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費193万円の減額でございますが、これも先ほどと同様でございます。簡易水道の法適化に伴う資産評価委託料の実績による減額となっております。

それから、2款2項1目施設整備費、これについては市債の借り入れ見込み、決算見込みに基づく財源振りかえとなっております。

それから、3款1項2目公債費104万4,000円の減額は、平成19年度借り入れ利率の確定に伴うものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

2款の使用料及び手数料でございます。これについては、水道使用料の減額でございます。199万9,000円の減額としております。給水収益の決算見込みに基づく減額となっております。

4款の繰入金の関係でございますが、585万9,000円の増額をいたしております。これは一般会計からの繰入金でございます。繰り出し基準見込みに基づく他会計との調整分によるものでございます。

それから、6款諸収入26万6,000円の増額でございますが、これは雑入の増額でございます。下水道料金徴収委託料の精算見込みによるものでございます。

それから、7款市債でございますが、簡易水道債10万円の減額ということで事業確定に伴う減額となっております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○田中敏雄 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第53、議案第44号平成20年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第44号平成20年度横手市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

初めに、歳入歳出予算の補正でありますけれども、歳入歳出それぞれ1,859万円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を3億90万2,000円に改めようとするものでございます。

あわせて、繰越明許費の設定、それから地方債の補正がございます。これらはすべて事業の実績見込みによる補正でございますので、詳細については説明を省略いたします。よろしくお願いいたします。

○田中敏雄 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第54、議案第45号平成20年度横手市前郷墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○佐藤良吉 建設部長 議案第45号平成20年度横手市前郷墓園造成事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,350万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を905万9,000円に改めようとするものでございます。

この減額の内容でございますが、5ページをお開き願いたいと思います。

節の欄をごらんいただきたいんですが、17節公有財産購入費として、当初予算で2,309万9,000円を計

上いたしておりました。これにつきましては、前郷墓園の区域拡大をする必要があるだろうということで、約1.2ヘクタールほどの山林原野を取得すると、そういう予定を立てておりました。しかしながら、年度途中でさまざま検討した結果、まだ若干、現在の墓園区域の中で造成といいますか、整備をする余裕が若干あるということ、それから、今後の需要動向等々を勘案して、今回この1.2ヘクタールほどの用地の購入を見送ったということが減額の主な内容でございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○田中敏雄 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第46号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第55、議案第46号平成20年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第46号平成20年度横手市下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ753万7,000円を減額いたしまして、歳入歳出それぞれ31億9,603万円に改めようとするものでございます。

次に第2条、繰越明許費についてご説明申し上げます。4ページをお開きください。

第2表の繰越明許費でございます。2款1項公共下水道事業において、公共下水道事業で5,300万、特定環境保全公共下水道事業で3,440万、流域下水道では1,650万を繰り越しようとするものでございます。公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業につきましては、低入札等の実績に伴い整備が促進したことから、また、下水道事業につきましては国の2次補正に伴うもので、いずれも20年度事業を前倒しして実施しようとするものでございます。

次に第3条、地方債の補正でございます。同じく4ページの第3表、地方債補正をごらんいただきたいと思えます。

公共下水道事業債ほか2件の限度額を合わせて630万円増額しようとするものでございます。利率や償還の方法に変更はございません。

次に、歳出の説明をいたしますので、10ページをお開き願います。

歳出の1款1項総務管理費では、1目一般管理費から65万1,000円を減額しております。これは水洗便所整備促進費で、融資あっせんの見込みが当初見込みを下回ったことによるものでございます。

同じく2目流域下水道維持管理費でも、維持管理負担金1,148万6,000円減額しております。これも処

理水量が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、2項の施設管理費でございますが、1目管渠費、2目処理場費、合わせて70万円減額しております。これは決算見込みによるものでございます。

それから、11ページの2款1項公共下水道事業費では、1目公共下水道事業費で670万円を減額しております。これは工事請負費に計上していた横手安田原地区のJR横断管渠布設工事を委託料に組み替えたことによる増額と、水道管移設補償金の減額が主なものでございます。

また、2目特定環境保全公共下水道事業費で150万円を減額しております。これは決算見込みによる減額となっております。

12ページをお願いいたします。

3目流域下水道事業費の1,350万円の増額は、国の2次補正で前倒し実施することとなった処理場の水処理施設を増設するための建設負担金でございます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、6ページをお開きください。

事項別明細書の総括、歳入をごらんいただきたいと思っております。

歳入の主なところでございますが、1款分担金及び負担金では1,863万6,000円、2款使用料及び手数料では506万円を増額しています。これは決算見込みで、いずれも当初見込みを上回ったことによる増額となっております。

6款繰越金の9,767万2,000円は、平成19年度決算からの繰越金となっております。8款市債は流域下水道事業費の増額によるものでございます。

全体としては、歳出において流域維持管理負担金などの減額もあり、5款繰入金を1億3,535万4,000円減額することで収支の均衡を図っております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第47号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第56、議案第47号平成20年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第47号平成20年度横手市集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ627万4,000円を減額いたしまして、歳入歳

出それぞれ4億973万円に改めようとするものでございます。

歳出の内訳を説明いたしますので、10ページをお開き願います。

1款1項1目一般管理費でございます。344万5,000円を減額しております。これは主に消費税が還付になったことによる減額となっております。

1款2項施設管理費では、1目管渠費、2目処理場費、合わせて245万9,000円を減額しております。決算見込みによる需用費や手数料の減額でございます。

次のページの2款事業費では、2目集落排水機能強化事業費として、事業費の精算に伴い73万9,000円を減額しております。

また、4款諸支出金では、減債基金積立金として基金利子分の36万9,000円を計上しております。

次に歳入でございます。6ページをお開きください。

事項別明細書でございますが、主な補正の内容でございますが、1款分担金及び負担金231万5,000円の増額、決算見込みによる当初予算を上回ったことによるものでございます。

6款繰越金870万1,000円は19年度からの繰越金、5款繰入金1,868万8,000円を減額することで収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第48号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第57、議案第48号平成20年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第48号平成20年度横手市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額からそれぞれ2,574万3,000円を減額し、歳入歳出それぞれ5,353万9,000円に改めようとするものでございます。

第2条の地方債の補正でございます。3ページをごらんいただきたいと思います。

特定地域生活排水処理施設事業債の限度額を1,220万円に変更するもので、利率や償還の方法に変更はございません。今回の補正は、事業費の大幅な減に伴う減額補正となっております。

それでは、歳出についてご説明いたします。9ページをお開き願います。

1款1項1目でございます。26万3,000円の減額でございますが、これは融資あっせんの関係の補助

件数が見込みを下回ったことによるものです。同じく2目の施設管理費では144万7,000円を減額しております。

また、次の2款1項1目浄化槽整備事業では2,403万3,000円の大幅な減額となっております。これは当初設置を予定しておりました浄化槽、予定設置基数が当初見込みから大幅に減ることとなったことによるものでございます。

次に、歳入について説明申し上げます。6ページをお開き願いたいと思います。

今回の歳入の中身ですけれども、大幅な浄化槽の設置の減に伴い、それぞれ歳入の項目の増減を伴っております。最終的に、4款繰入金を508万2,000円減額することで収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第58、議案第49号平成20年度横手市病院事業会計補正予算（第5号）を議題いたします。

説明を求めます。横手病院事務局長。

○佐藤正弘 市立横手病院事務局長 ただいま議題となりました議案第49号平成20年度横手市病院事業会計補正予算（第5号）についてご説明申し上げます。

第2条は、収益的収入及び支出の予定額からそれぞれ897万2,000円を減額いたしまして、補正後の予定額を67億7,869万9,000円とするものでございます。

恐れ入りますが、6ページをお開きください。

第1款市立横手病院につきましては897万2,000円を減額するものでございます。医業収益では、その他医業収益を430万4,000円減額し、医業外収益では交付税の決定に伴いまして、他会計負担金を466万8,000円減額するものでございます。費用でございますけれども、医業費用として、決算見込みによりまして減価償却費用451万6,000円の減額、医業外費用といたしまして企業債利息を445万6,000円減額するものでございます。

第2款の大森病院でございますけれども、大森病院は収益につきまして財源の振りかえを行っております。医業外収益におきまして、交付税の決定に伴います他会計負担金を235万円減額し、一方で預金利息183万1,000円と国・県補助金51万9,000円を増額し、収益の内容を変更しております。この国・県補助金につきましては、新型インフルエンザ対策としてマスクやゴーグル、ガウンなどの个人防护具の購入に対して交付されるものでございます。

2ページにお戻りいただきたいと思います。

第3条は、資本的収入及び支出の予定額を補正するものでございます。

第1款市立横手病院につきましては、増改築事業と医療機器整備事業の実績見込みによりまして、平成20年度の事業費を減額するものでございます。

収入では他会計出資金1,520万円と企業債5,200万円を減額し、支出では建設改良費6,075万円を減額しております。

第2款市立大森病院は、医療機器購入の実績見込みによりまして、企業債を約90万円減額し、人工呼吸器の購入に対する国・県補助金216万円を増額するものでございます。この国・県補助金も新型インフルエンザ対策として交付されるものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億7,409万2,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんするものでございます。

第4条は継続費の年割額を改めるもので、市立横手病院増改築事業につきまして年割額を変更するものでございます。

第5条は記載の目的、限度額を改めるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○田中敏雄 議長 質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は厚生常任委員会に付託いたします。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、委員会付託

○田中敏雄 議長 日程第59、議案第50号平成20年度横手市水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○長里恒夫 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第50号平成20年度横手市水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

第2条でございますが、収益的収入及び支出の予定額の補正でございます。水道事業収益の総額15億1,516万円から1,016万2,000円を減額いたしまして、収益総額15億499万8,000円に改めようとするものでございます。

第1款水道事業収益、第1項営業収益1,016万2,000円の減額は、料金収入の決算見込みによる960万円の減額、それから受託工事収益で30万円の減、及び消火栓新設施設に伴う一般会計からの負担金26万2,000円の減によるものでございます。

次に、水道事業費用の総額14億9,987万1,000円に1億1,845万2,000円を追加し、費用総額を16億

1,832万3,000円に改めようとするものでございます。

第1款の内容でございますが、水道事業費用、第1項営業費用としまして1,450万円減額としております。これは大雄浄水場などの平成20年度末の除却資産見込みに基づく減価償却費の減でございます。

第2項営業外費用70万円の増額は、平成20年度企業債借り入れ率の確定による支払利息330万円の減及び消費税400万円の増によるものでございます。

それから、第3項特別損失1億3,225万2,000円の増額でございますが、不納欠損見込みによる過年度収益修正損541万5,000円の増と、横手排水区からの送水開始による大雄浄水場が20年度末で用途廃止となるため、資産残存分の融資除却費として、その他特別損失に1億2,683万7,000円を計上しております。

それから、2ページをお開きください。

第3条関係でございますが、資本収支の不足額を8億1,458万2,000円に、過年度分損益勘定留保資金からの補てん額を5億4,549万9,000円に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。資本的収入の総額8億4,372万3,000円から4,340万5,000円を減額し、収入総額を8億31万8,000円に改めようとするものでございます。

第1款の資本的収入でございますが、第1項企業債2,820万円を減額しております。これは事業費確定見込みによるものでございます。

3項の国庫補助金も943万5,000円減額しております。これも補助対象事業の精査見込みに基づくものでございます。

第4項の工事負担金860万円の減額、それから第5項水道加入金640万円の増額及び6項の補償金357万円の減額は、実績見込みによるものでございます。

次に、資本的支出の総額16億8,090万円から6,600万円を減額し、支出総額を16億1,490万円に改めようとするものでございます。

第1款でございますが、資本的支出、第1項建設改良費6,600万円減額しております。これは排水設備改良費の事業費確定見込みによる工事費5,130万円の減と、委託料1,470万円の減によるものでございます。

3ページ、第4条の企業債につきましては、事業費見込みによる限度額を改めようとするものでございます。

以上、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○田中敏雄 議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○田中敏雄 議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎散会の宣告

○田中敏雄 議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明2月24日は午前10時より会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午後 5時34分 散 会